

資料

1 スポーツに関する市民アンケート

(1) 調査の概要

①調査の目的

スポーツに関連する社会情勢、国や他都市のスポーツ振興計画及び施策等を把握・整理するとともに、市におけるスポーツ環境等の基本条件の調査・整理を行う。

また、現行の推進計画に基づき進めている施策の進捗状況や達成状況を把握・整理するとともに、市の現状や取り巻く環境変化等について整理する。

②設問項目

1. 健康について
2. スポーツの実施状況について
3. 観る・応援するスポーツについて
4. スポーツを支える活動について
5. スポーツの行事・団体・広報について
6. 地域におけるスポーツ活動について
7. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会について
8. 川崎市のスポーツ施策について

③調査対象

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ア 母集団 | 川崎市在住の満 18 歳以上の市民 |
| イ 標本数 | 3,000 標本 |
| ウ 標本抽出方法 | 住民基本台帳より年代、性別、居住区の層に分けて無作為抽出
抽出基準日 平成 29 年 5 月 15 日 |

④調査時期

平成 29 年 6 月 14 日から平成 29 年 7 月 4 日まで（前回調査：平成 22 年 9 月）

⑤調査方法

- ア 調査対象者に調査票を返信用封筒とともに郵送
- イ 回答者自身が調査票へ直接記入・記述し、川崎市市民文化局市民スポーツ室宛に返信用封筒で調査票を郵送

⑥回収結果

- | | |
|---------|---------------------|
| ア 標本数 | 3,000 標本 |
| イ 有効回収数 | 885 人（前回調査：1,182 人） |
| ウ 有効回収率 | 29.5%（前回調査：39.4%） |

⑦表記上の留意点

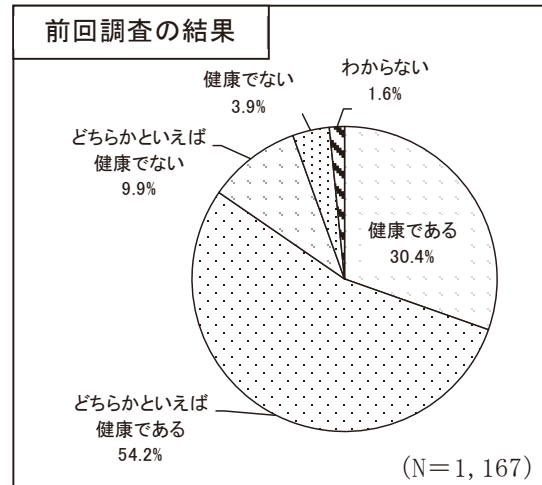
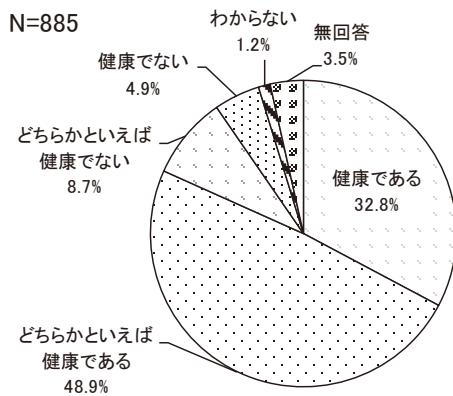
- ア 比率は全て百分率で表記し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した。
そのために、比率の合計が 100%にならないことがある。
- イ 各回答について無回答を除いた全回答数を、母数 (N) として百分率を算出している。

(2) 調査の結果

1. 健康について

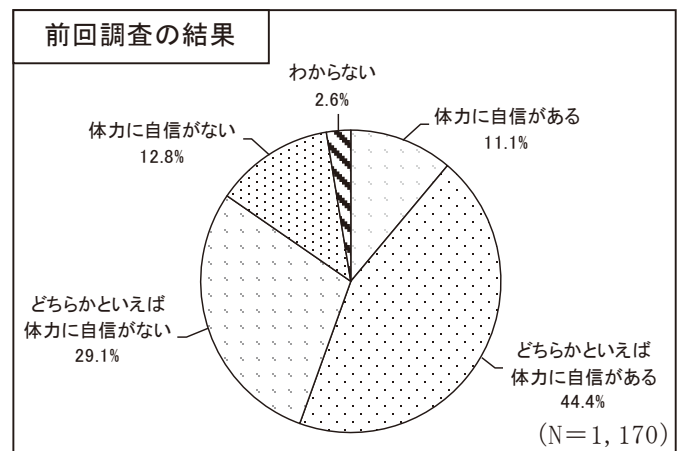
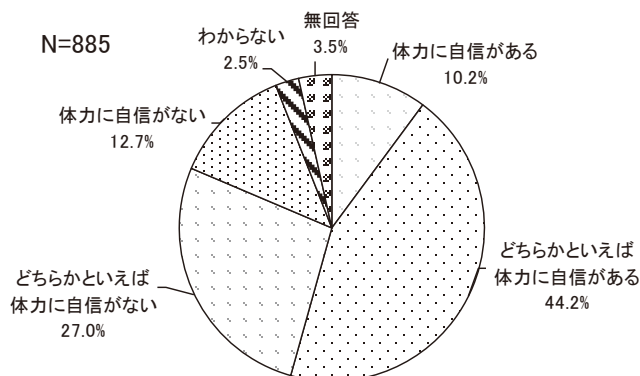
問1 あなたは、現在、健康について、どう感じていますか。(○は1つ)

「どちらかといえば健康である」が48.9%と最も多く、ついで「健康である」が32.8%、「どちらかといえば健康でない」が8.7%となっている。



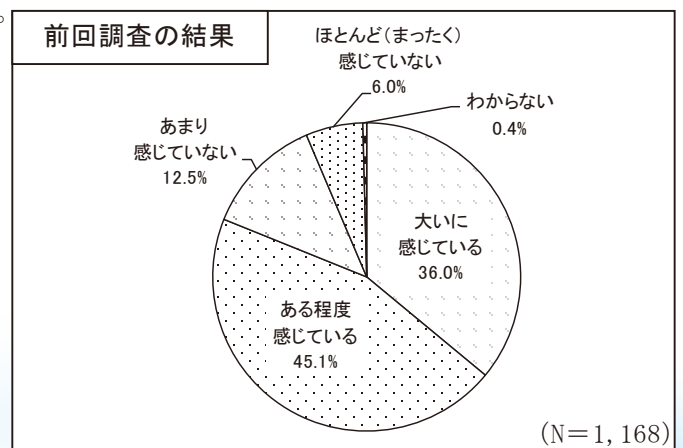
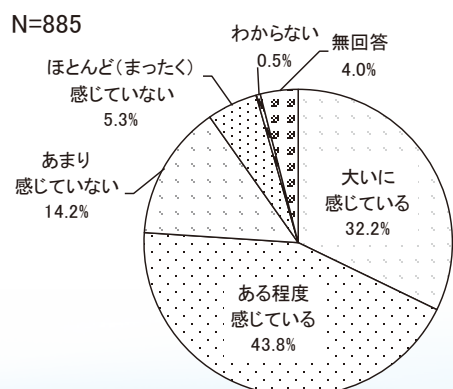
問2 あなたは、体力に自信がありますか。(○は1つ)

「どちらかといえば体力に自信がある」が44.2%と最も多く、ついで「どちらかといえば体力に自信がない」が27.0%、「体力に自信がない」が12.7%となっている。



問3 あなたは、普段、運動不足を感じていますか。(○は1つ)

「ある程度感じている」が43.8%と最も多く、ついで「大いに感じている」が32.2%、「あまり感じていない」が14.2%となっている。



2. スポーツの実施状況について

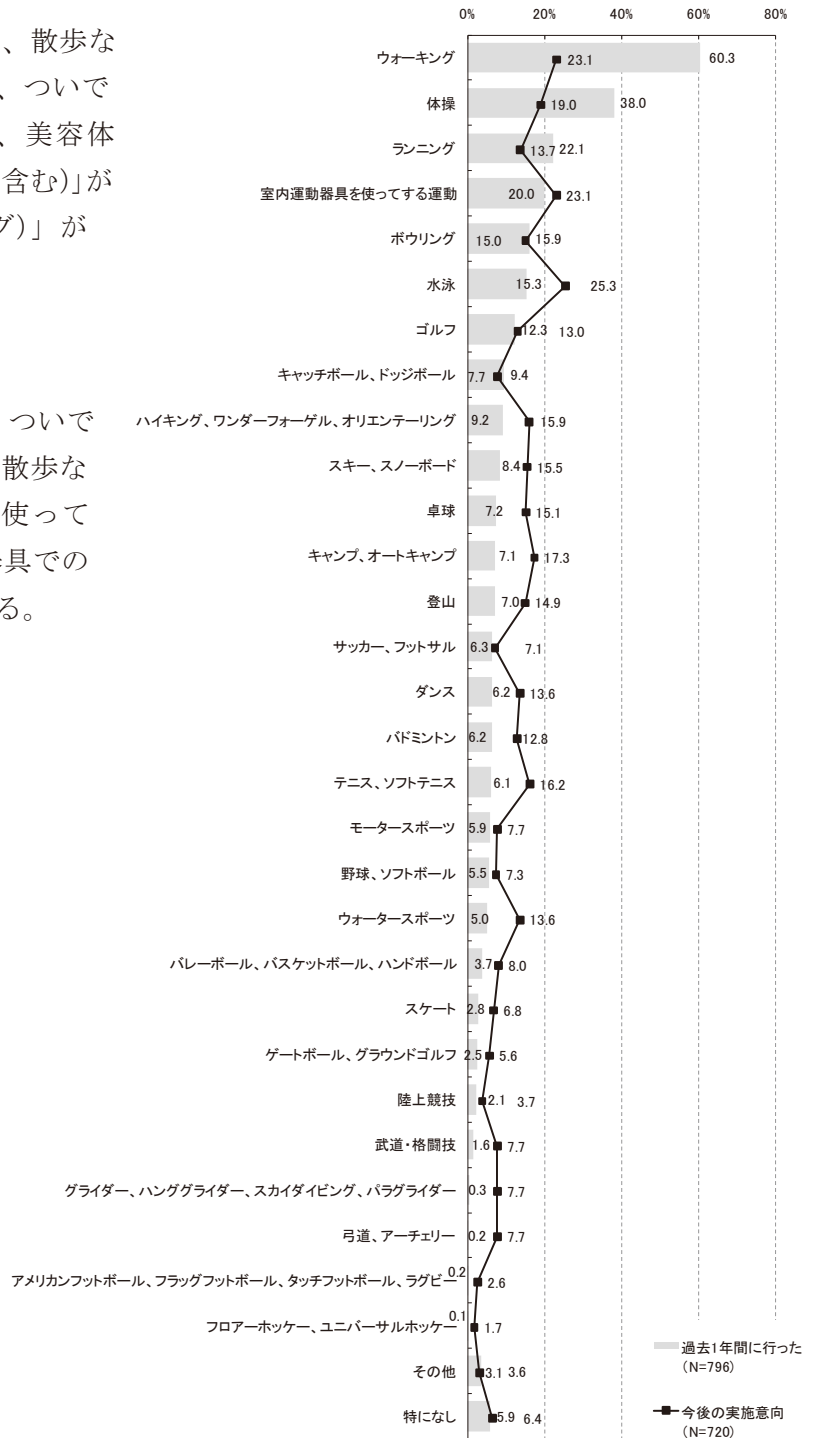
問4 あなたが、この1年間に行ったスポーツ、また、今後してみたいスポーツをそれぞれ挙げてください。(あてはまるもの全て)

【1年間に行ったもの】

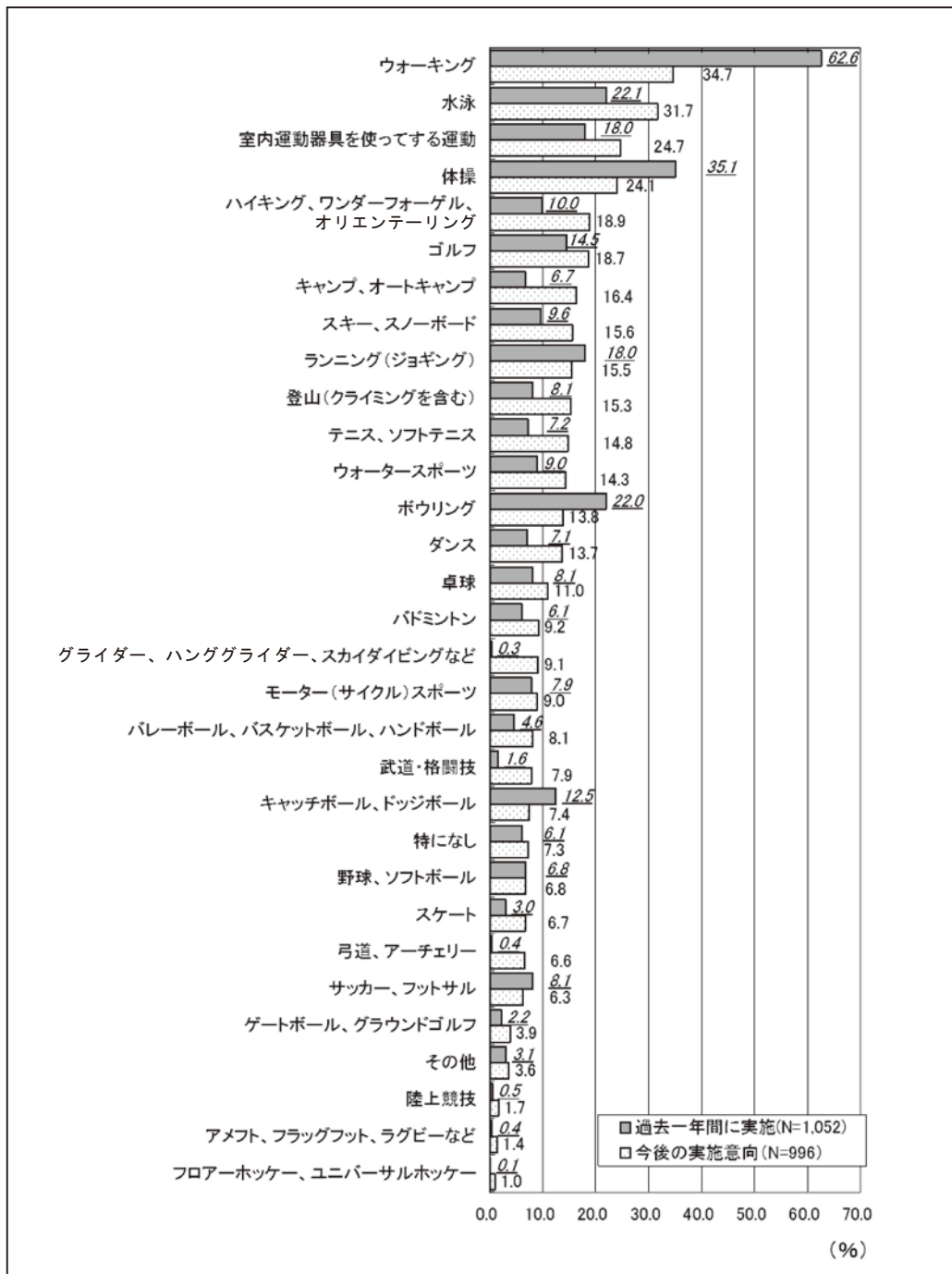
「ウォーキング（歩け歩け運動、散歩などを含む）」が60.3%と最も多く、ついで「体操（ラジオ体操、職場体操、美容体操、エアロビクス、縄跳びなどを含む）」が38.0%、「ランニング（ジョギング）」が22.1%となっている。

【今後してみたいもの】

「水泳」が25.3%と最も多く、ついで「ウォーキング（歩け歩け運動、散歩などを含む）」と「室内運動器具を使ってする運動（トレーニング機器・器具での運動など）」が23.1%となっている。

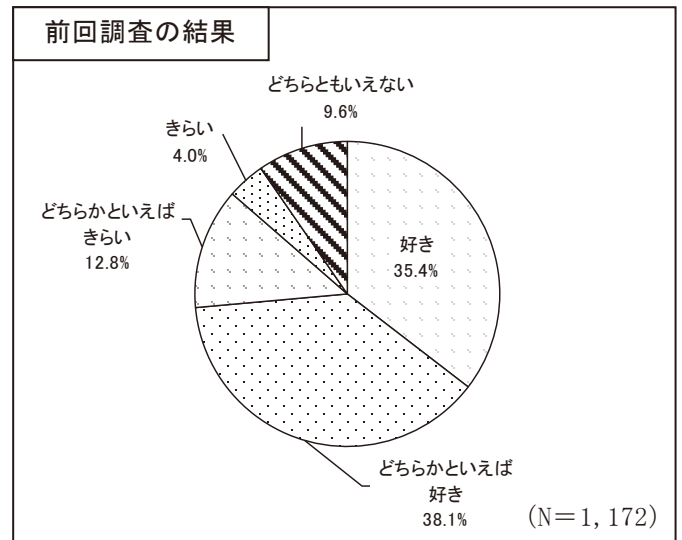
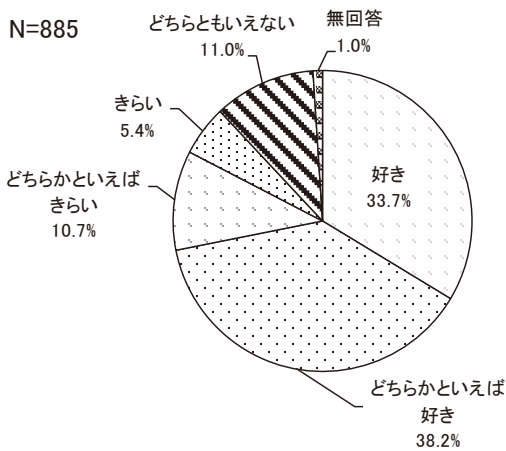


前回調査の結果(一年間に行った/今後行ってみたい運動・スポーツ(複数回答))



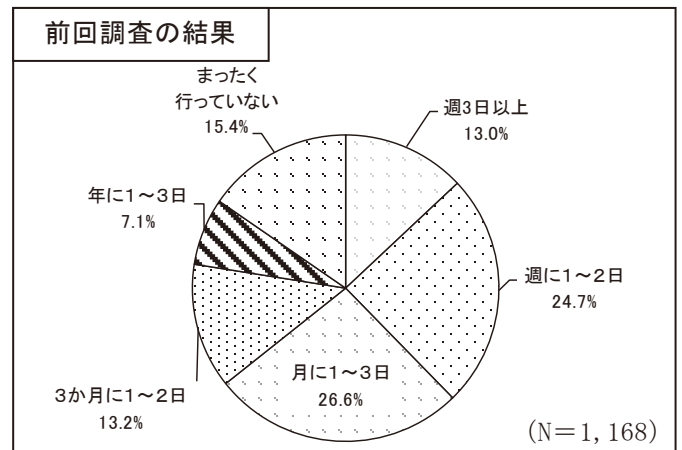
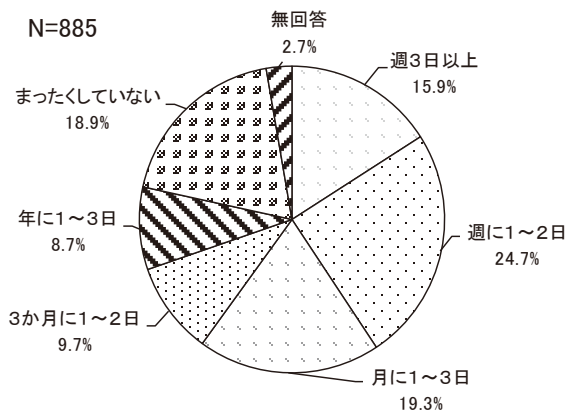
問5 あなたは、スポーツをすることが好きですか。(〇は1つ)

「どちらかといえば好き」が38.2%と最も多く、ついで「好き」が33.7%、「どちらともいえない」が11.0%となっている。



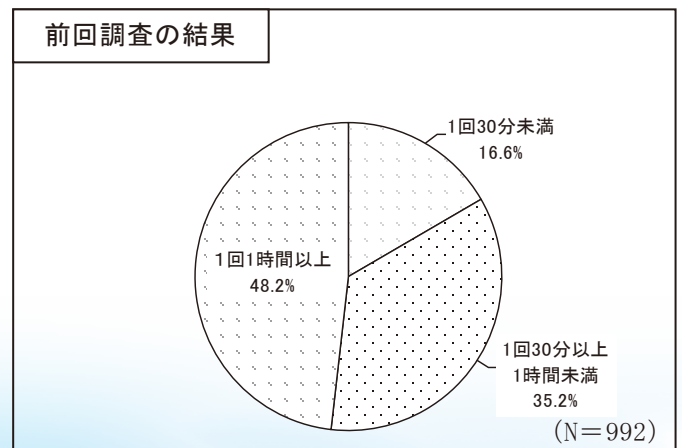
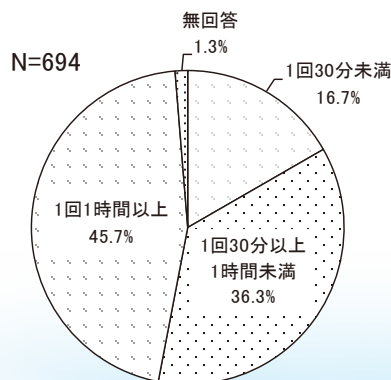
問6 この1年間にスポーツを行った頻度は、どの程度になりますか。(〇は1つ)

「週に1~2日」が24.7%と最も多く、ついで「月に1~3日」が19.3%、「まったくしていない」が18.9%となっている。



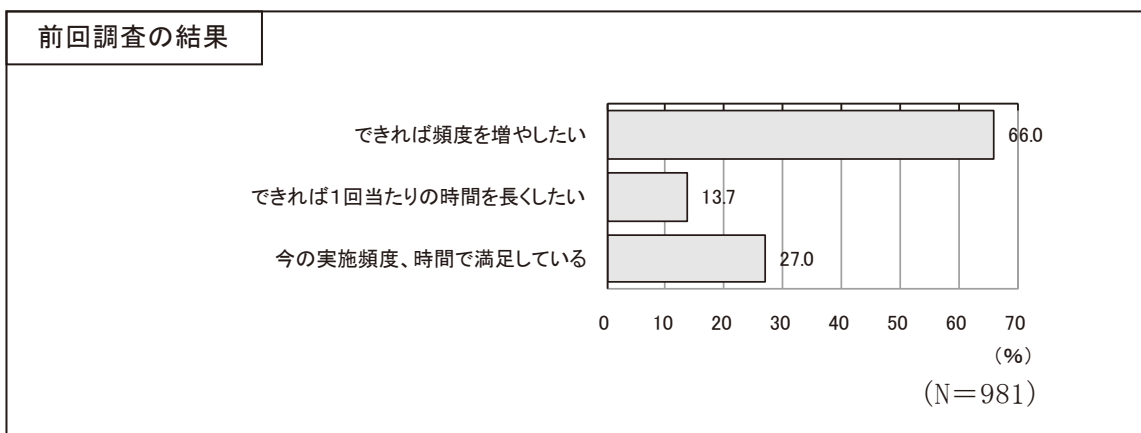
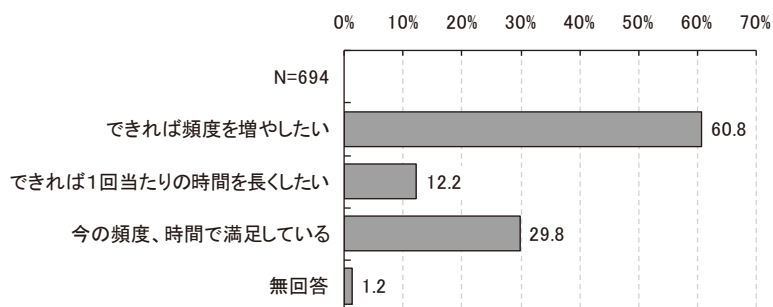
問7 あなたは、スポーツを1回あたり平均するとどの程度しますか。(〇は1つ)

「1回1時間以上」が45.7%と最も多く、ついで「1回30分以上1時間未満」が36.3%、「1回30分未満」が16.7%となっている。



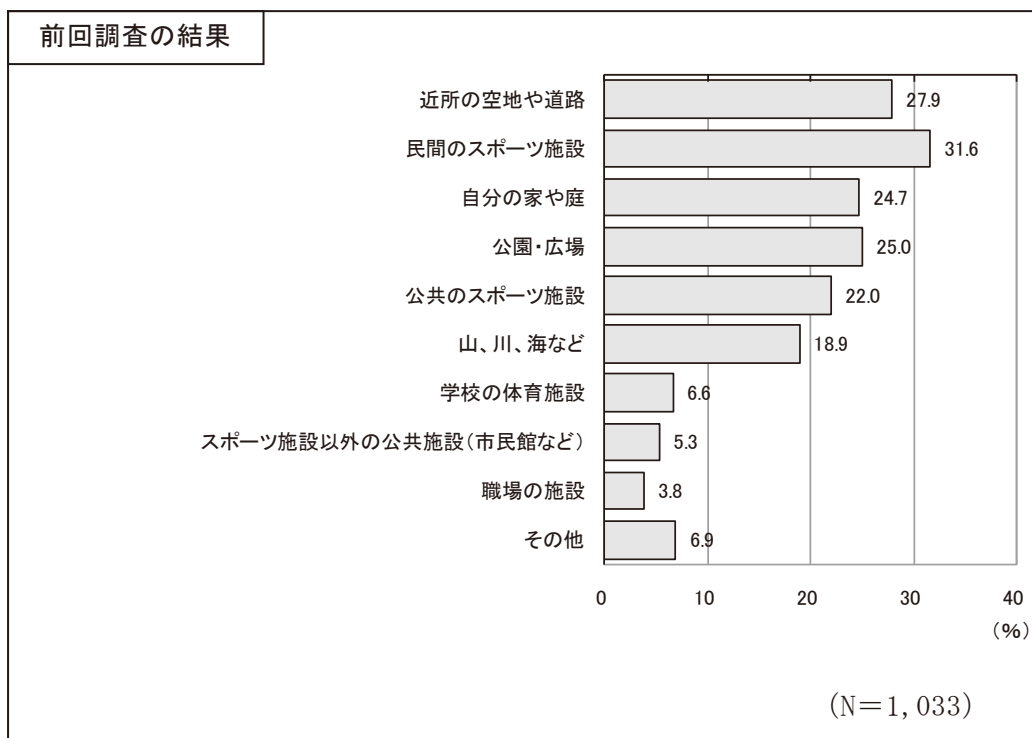
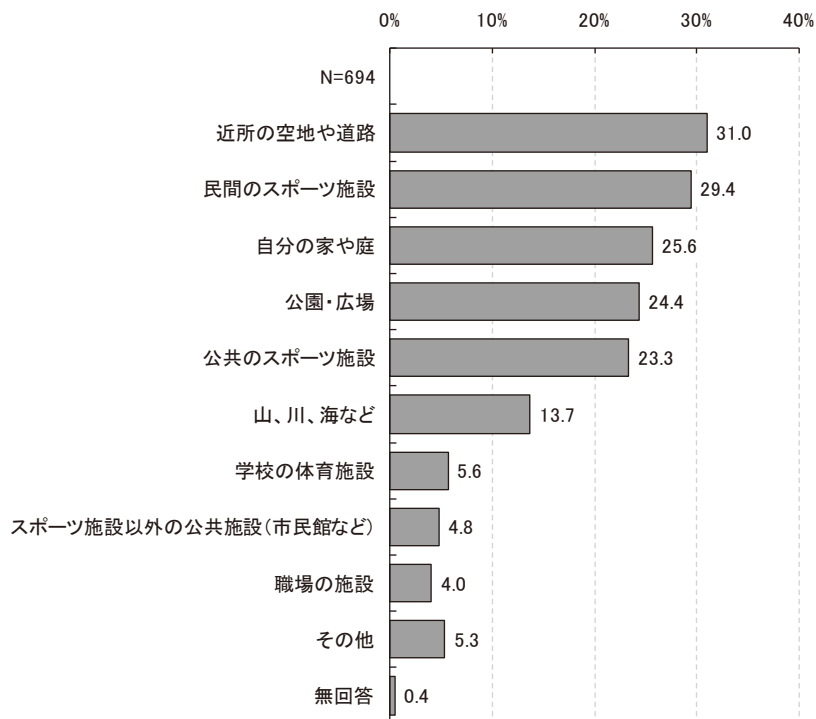
問8 問6、問7でお答えになった現在の頻度や1回当たりの時間以上に、今後スポーツをしたいと思いませんか。(あてはまるもの全て)

「できれば頻度を増やしたい」が60.8%と最も多く、ついで「今の頻度、時間で満足している」が29.8%、「できれば1回当たりの時間を長くしたい」が12.2%となっている。



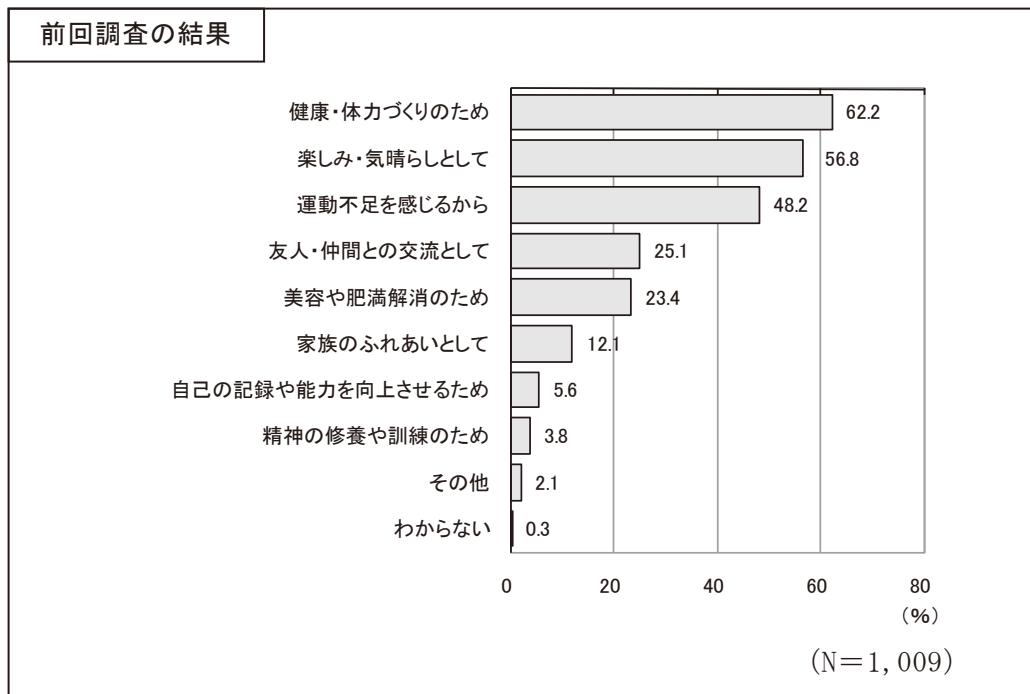
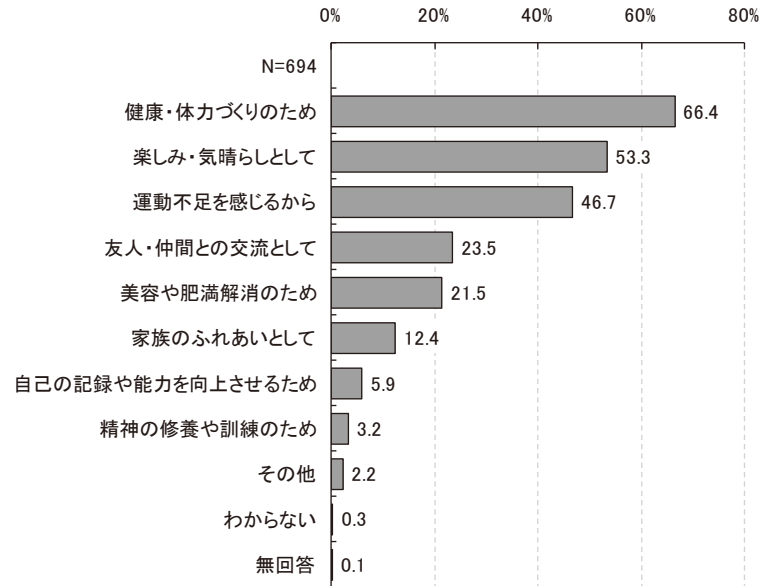
問9 あなたは、普段どこでスポーツをすることが多いですか。(〇は3つまで)

「近所の空地や道路」が31.0%と最も多く、ついで「民間のスポーツ施設」が29.4%、「自分の家や庭」が25.6%となっている。



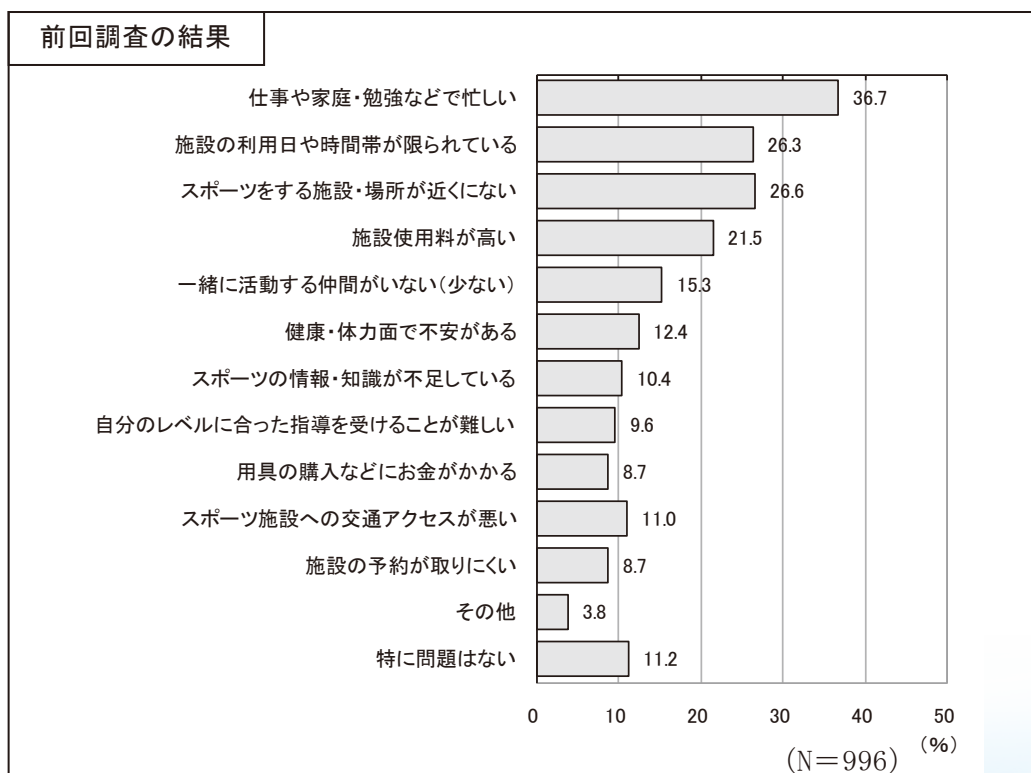
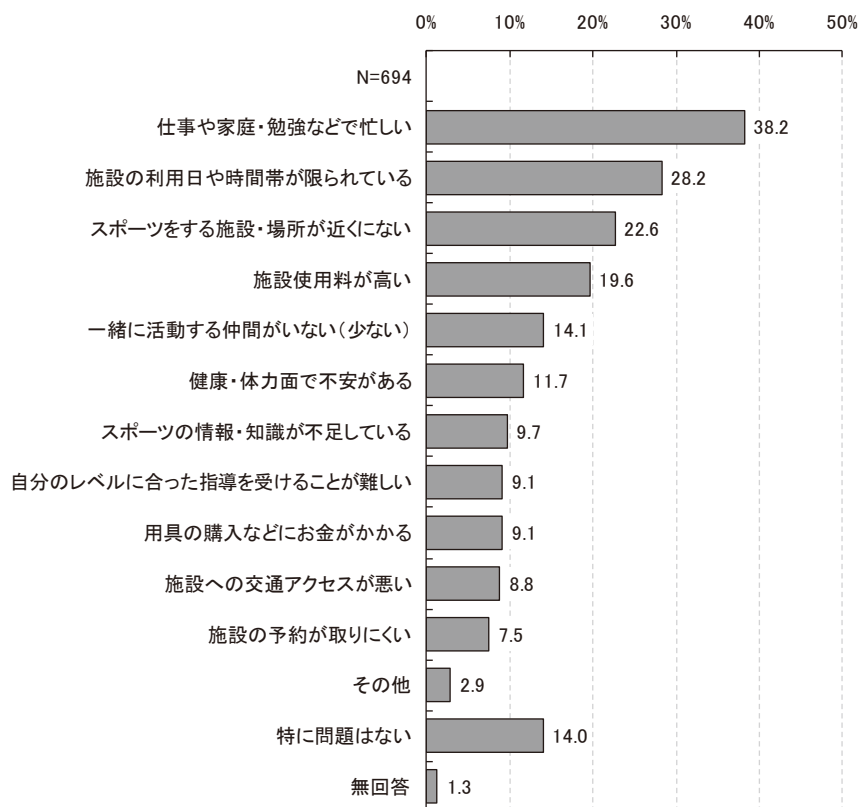
問 10 あなたが、スポーツをする主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

「健康・体力づくりのため」が66.4%と最も多く、ついで「楽しみ・気晴らしとして」が53.3%、「運動不足を感じるから」が46.7%となっている。



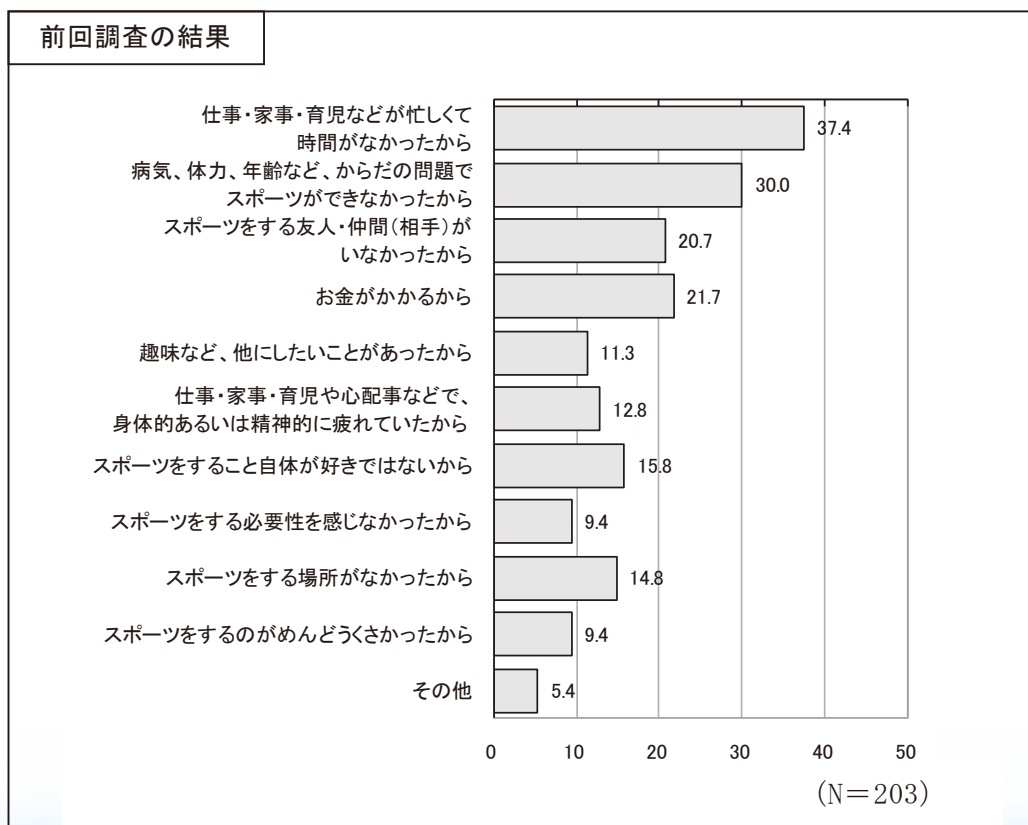
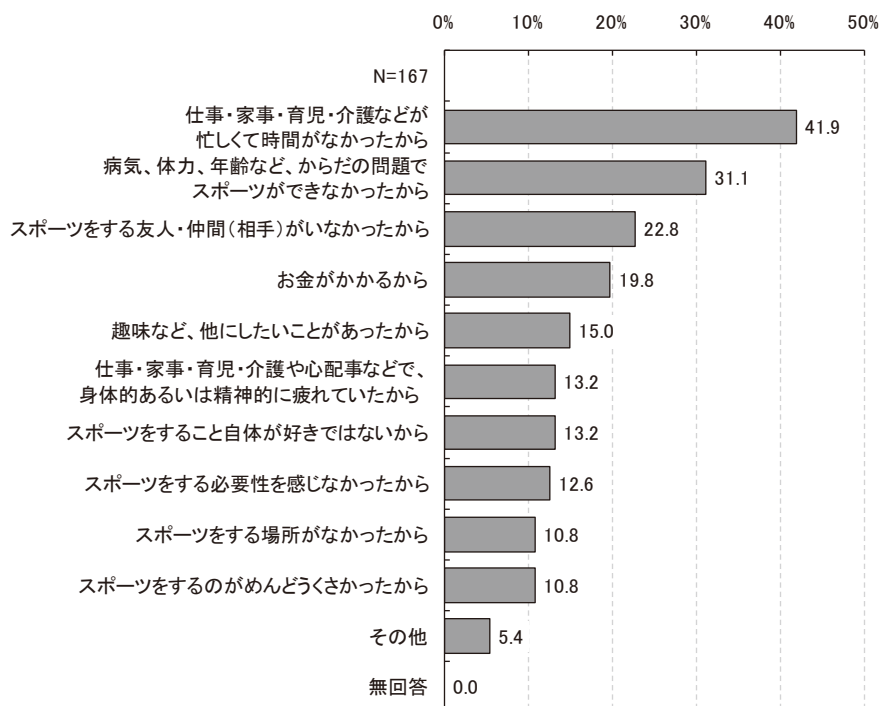
問 11 あなたが、スポーツをする上での主な課題・問題点は何ですか。(〇は3つまで)

「仕事や家庭・勉強などで忙しい」が38.2%と最も多く、ついで「施設の利用日や時間帯が限られている」が28.2%、「スポーツをする施設・場所が近くにない」が22.6%となっている。



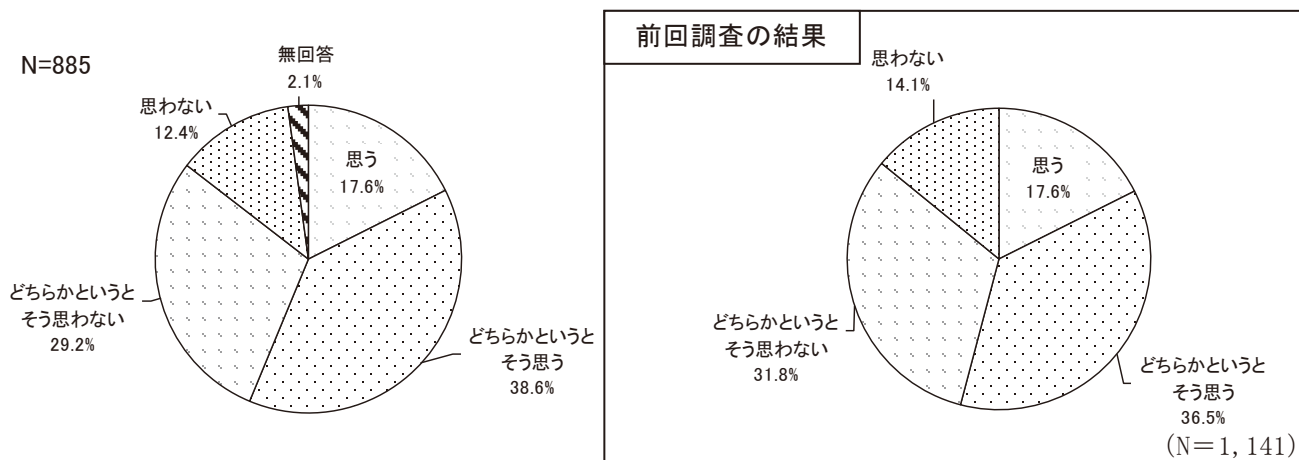
問 12 (問6で「まったくしていない」と回答された方のみお答えください) この1年間にスポーツをしなかった主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

「仕事・家事・育児・介護などが忙しくて時間がなかったから」が41.9%と最も多く、ついで「病気、体力、年齢など、からだの問題でスポーツができなかったから」が31.1%、「スポーツをする友人・仲間(相手)がいなかったから」が22.8%となっている。



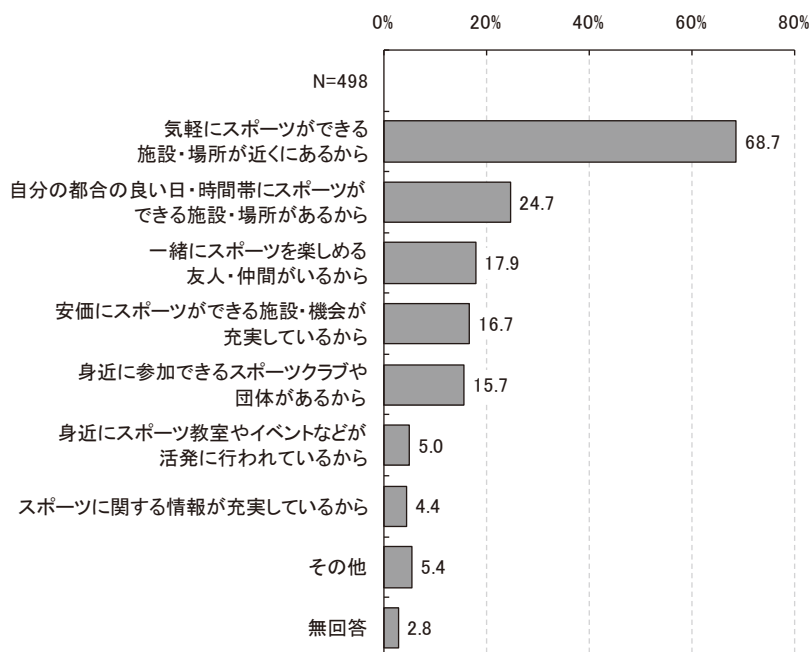
問 13 あなたの周りには、スポーツを気軽にできる環境にあると思いますか。(○は1つ)

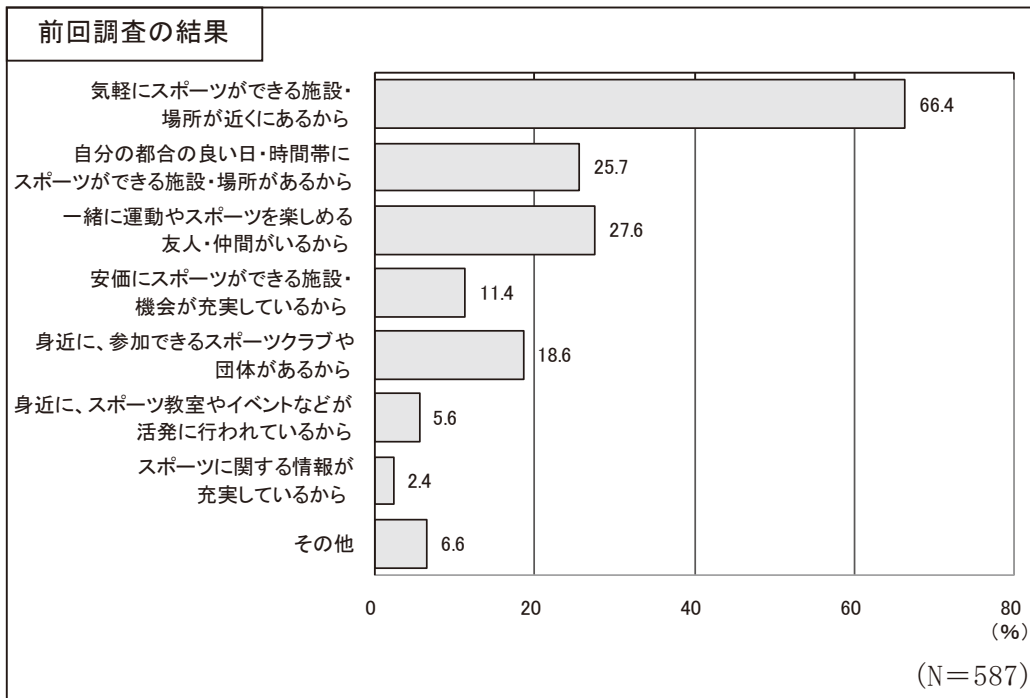
「どちらかというと思う」が38.6%と最も多く、ついで「どちらかというと思わない」が29.2%、「思う」が17.6%となっている。



問 14 (問 13 で「思う」または「どちらかというと思う」と回答した人のみお答えください) スポーツを気軽にできる環境にあると思う主な理由は何ですか。(○は3つまで)

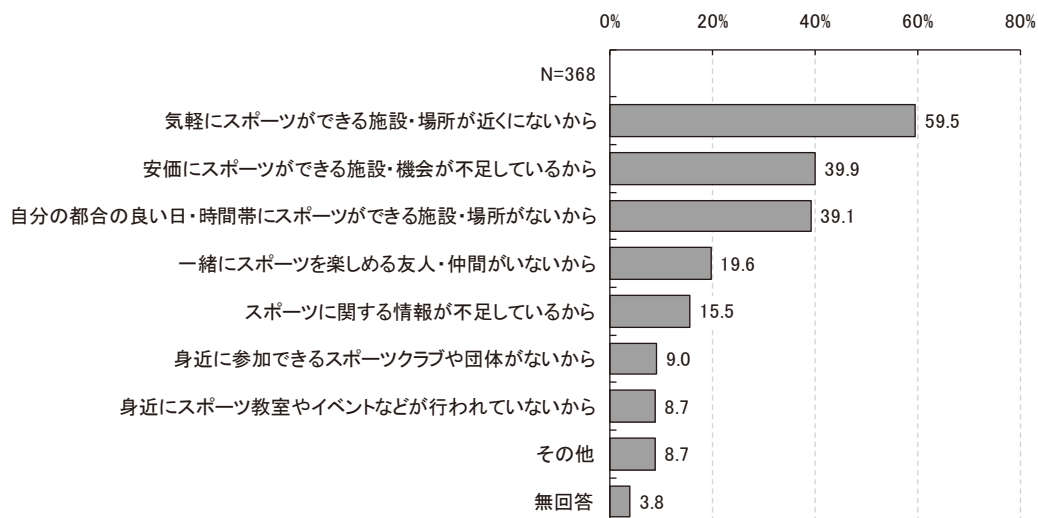
「気軽にスポーツができる施設・場所が近くにあるから」が68.7%と最も多く、ついで「自分の都合の良い日・時間帯にスポーツができる施設・場所があるから」が24.7%、「一緒にスポーツを楽しめる友人・仲間がいるから」が17.9%となっている。





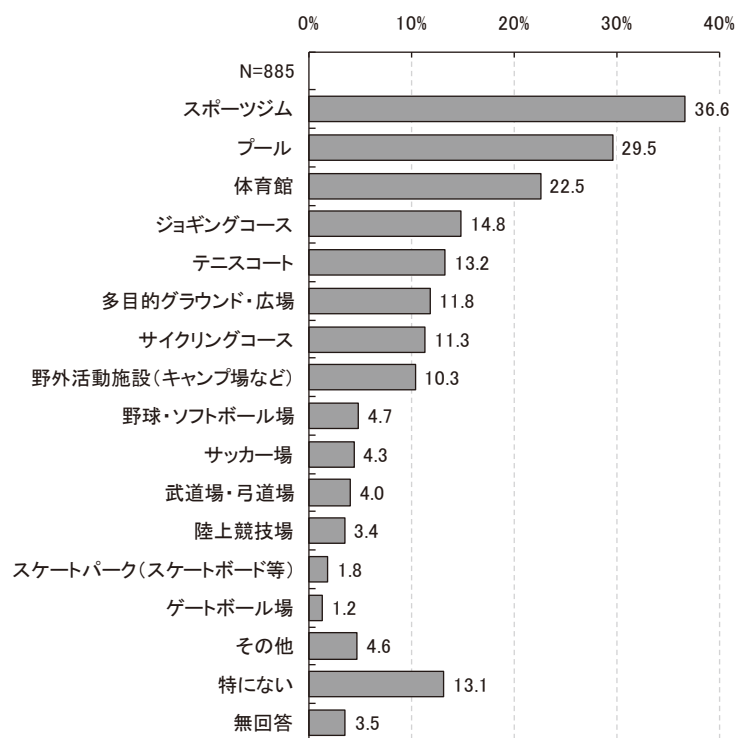
問 15 (問 13 で「どちらかというと思わない」または「思わない」と回答した人のみお答えください) スポーツを気軽にできる環境にあると思わない主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

「気軽にスポーツができる施設・場所が近くにないから」が 59.5%と最も多く、ついで「安価にスポーツができる施設・機会が不足しているから」が 39.9%、「自分の都合の良い日・時間帯にスポーツができる施設・場所がないから」が 39.1%となっている。



問 16 あなたが、利用したいと思うスポーツ施設はありますか。(〇は3つまで)

「スポーツジム」が36.6%と最も多く、ついで「プール」が29.5%、「体育館」が22.5%となっている。

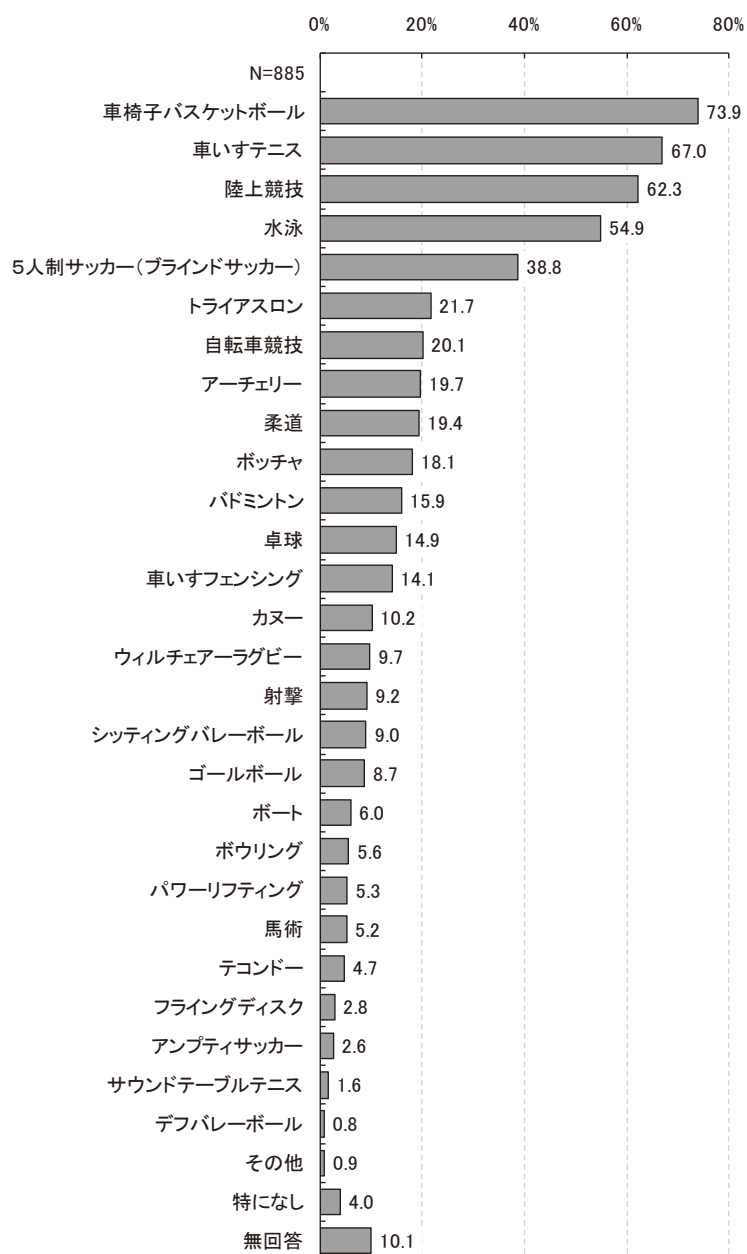


問 17 あなたが知っている、または興味がある「障害者スポーツ」は何ですか。

(あてはまるもの全て)

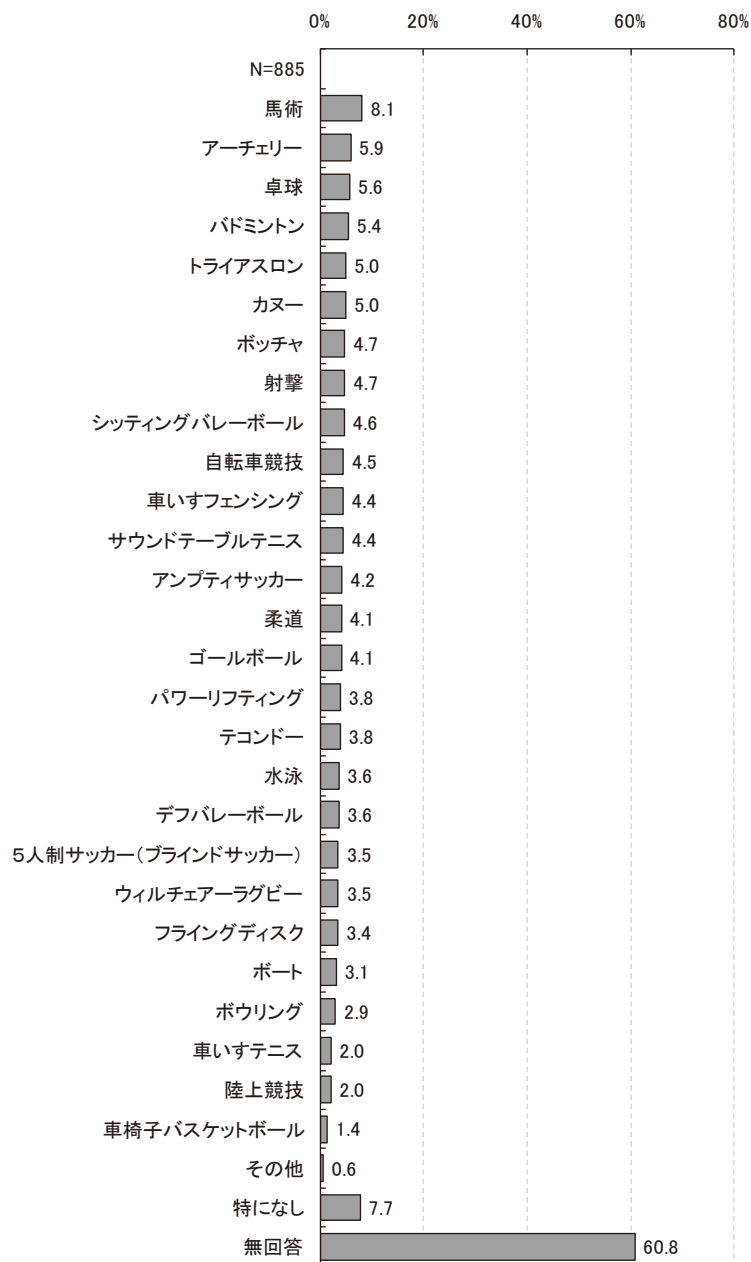
【知っているもの】

「車椅子バスケットボール」が73.9%と最も多く、ついで「車いすテニス」が67.0%、「陸上競技」が62.3%となっている。



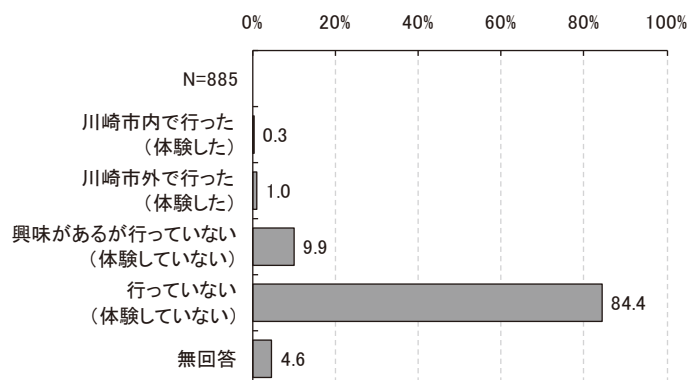
【知らないが興味があるもの】

「馬術」が8.1%と最も多く、ついで「アーチェリー」が5.9%、「卓球」が5.6%となっている。



問 18 あなたは、この1年間に「障害者スポーツ」をする機会がありましたか。(車いすやアイマスク等を使用したイベントでの体験を含む。)(あてはまるもの全て)

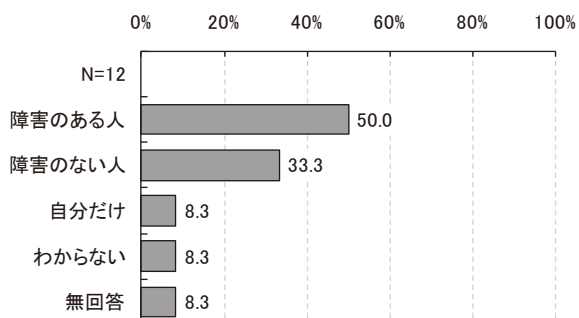
「行っていない(体験していない)」が84.4%と最も多く、ついで「興味があるが行っていない(体験していない)」が9.9%、「川崎市外で行った(体験した)」が1.0%となっている。



問 19 (問 18 で「川崎市外で行った(体験した)」または「川崎市外で行った(体験した)」と回答した人のみお答えください)

問 18 で行った「障害者スポーツ」は誰としましたか。(あてはまるもの全て)

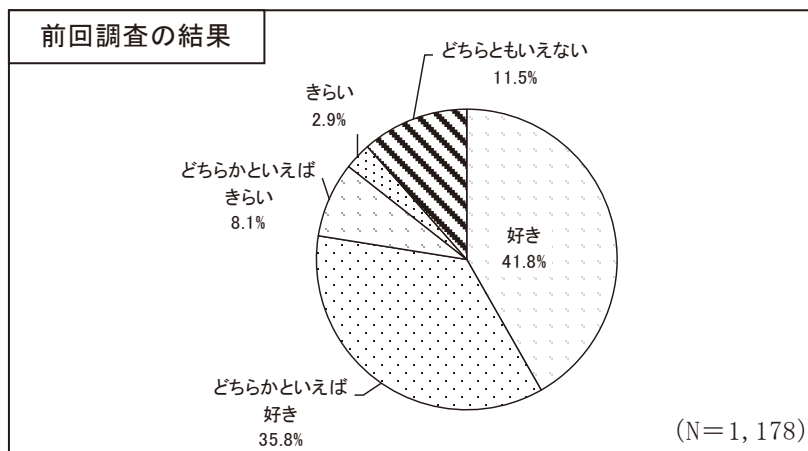
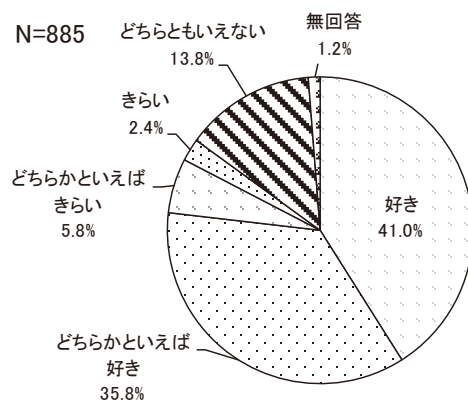
「障害のある人」が50.0%と最も多く、ついで「障害のない人」が33.3%、「自分だけ」「わからない」が8.3%となっている。



3. 観る・応援するスポーツについて

問 20 あなたは、スポーツを観ることが好きですか。(○は1つ)

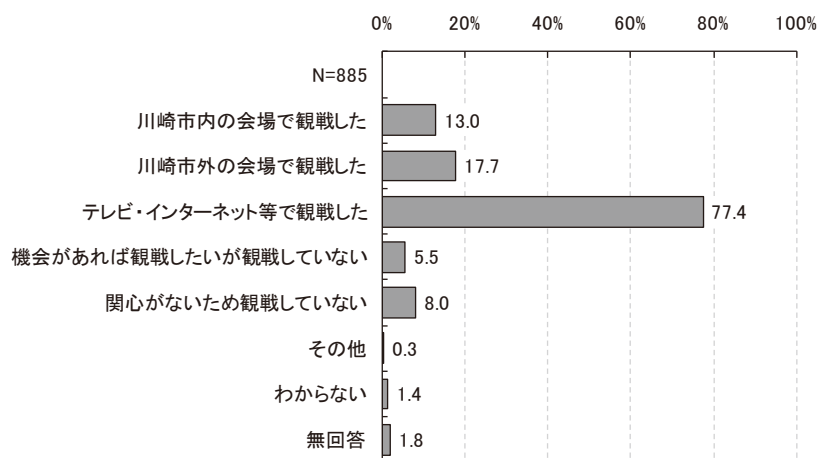
「好き」が41.0%と最も多く、ついで「どちらかといえば好き」が35.8%、「どちらともいえない」が13.8%となっている。



問 21 あなたは、この1年間でスポーツを何らかの形で観る機会がありましたか。

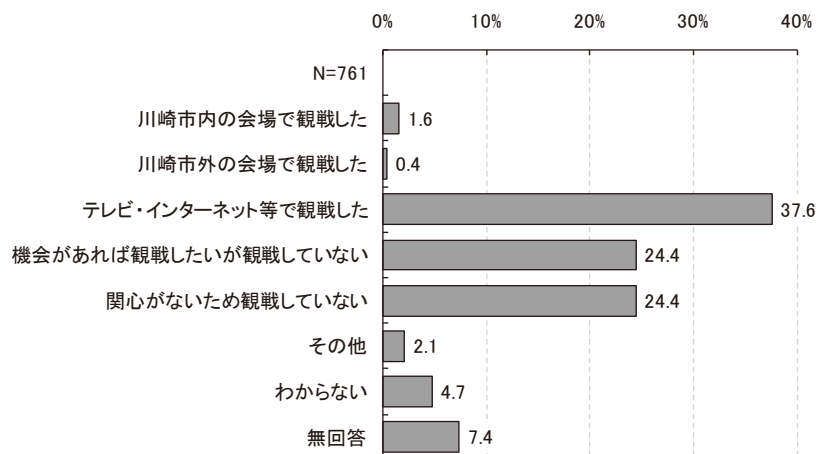
(あてはまるもの全て)

「テレビ・インターネット等で観戦した」が77.4%と最も多く、ついで「川崎市外の会場で観戦した」が17.7%、「川崎市内の会場で観戦した」が13.0%となっている。



問 22 (問 21 で「川崎市内で行った (体験した)」、「川崎市外で行った (体験した)」または「テレビ・インターネット等で観戦した」と回答した人のみお答えください) 観戦したスポーツのうち、「障害者スポーツ」を観る機会がありましたか。(あてはまるもの全て)

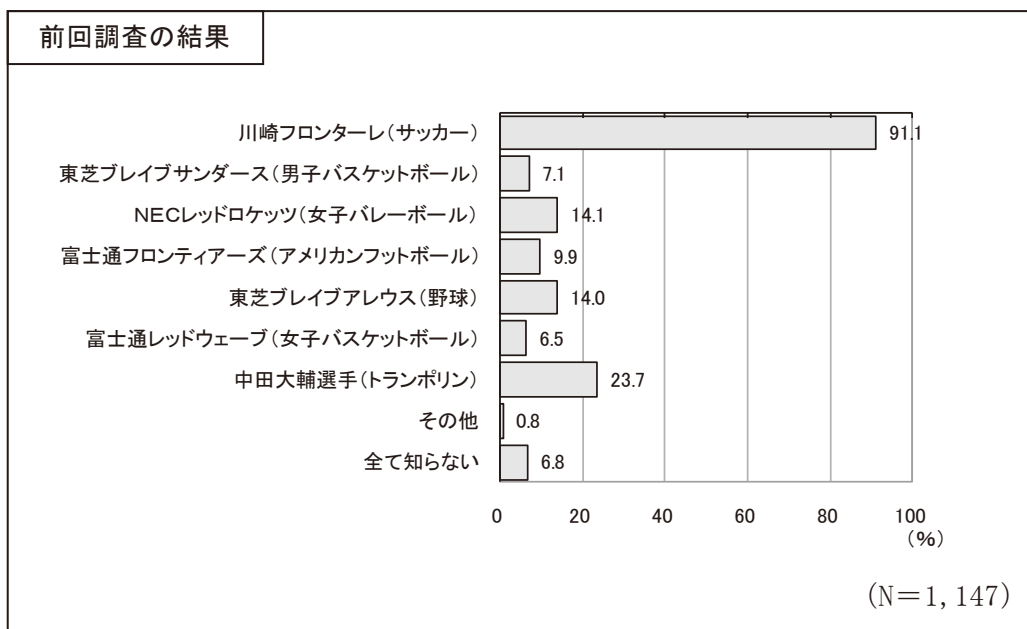
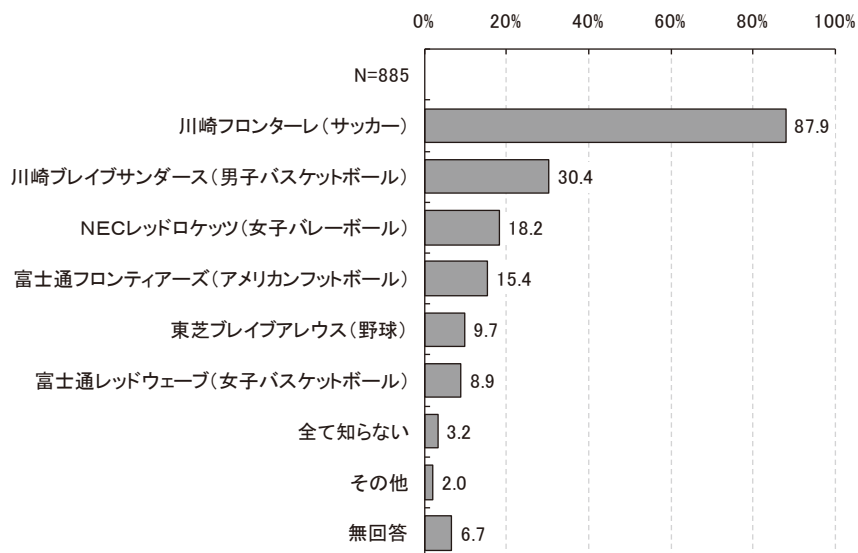
「テレビ・インターネット等で観戦した」が37.6%と最も多く、ついで「機会があれば観戦したいが観戦していない」と「関心がないため観戦していない」が24.4%となっている。



問 23 川崎市を拠点（ホームタウン）に日本のトップレベルで活躍している次のチームを知っていますか。また、応援している（または、今後応援したい）チームや、試合を観戦したいチームはありますか。（あてはまるもの全て）

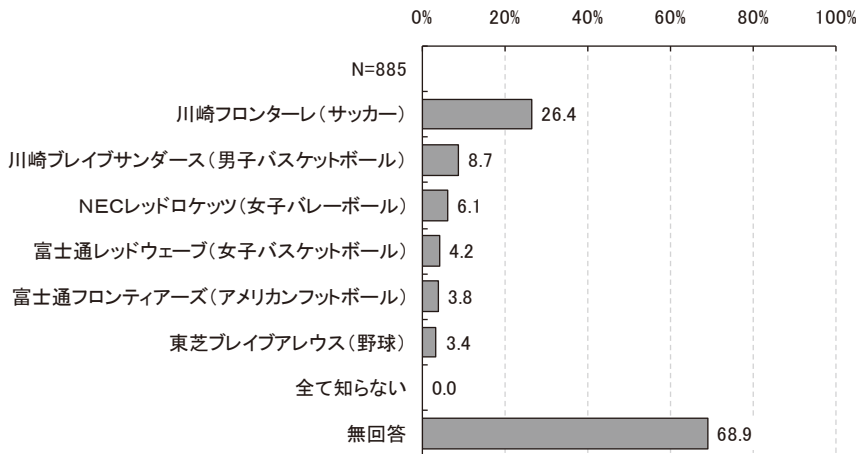
【知っているチーム】

「川崎フロンターレ（サッカー）」が 87.9%と最も多く、ついで「川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）」が 30.4%、「NECレッドロケッツ（女子バレーボール）」が 18.2%となっている。

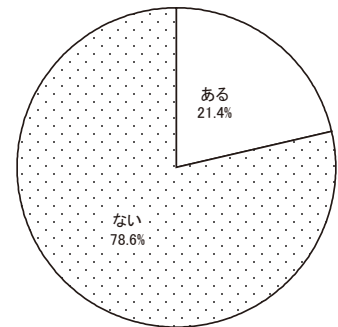


【応援している（応援したい）チーム】

「川崎フロンターレ（サッカー）」が26.4%と最も多く、ついで「川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）」が8.7%、「NECレッドロケッツ（女子バレーボール）」が6.1%となっている。

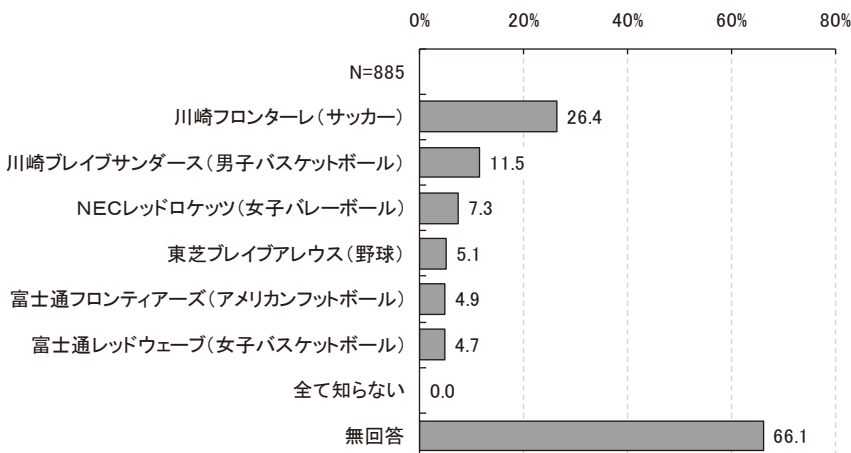


(参考) 前回調査の結果
応援している地元チーム
・選手がいるか

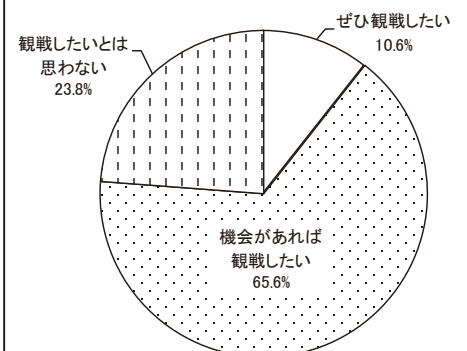


【観戦したいチーム】

「川崎フロンターレ（サッカー）」が26.4%と最も多く、ついで「川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）」が11.5%、「NECレッドロケッツ（女子バレーボール）」が7.3%となっている。



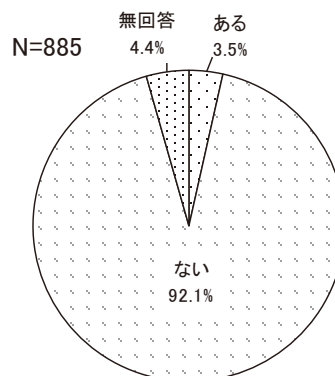
(参考) 前回調査の結果
機会があれば地元のチームの試合
を観戦したいか



4. スポーツを支える活動について

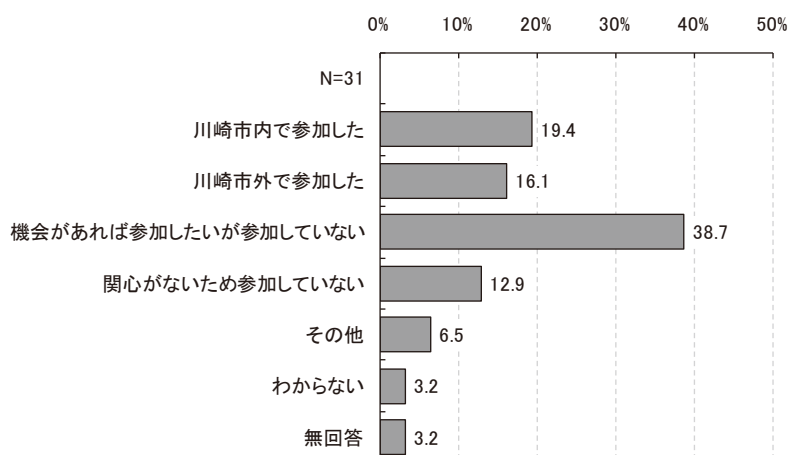
問 24 あなたは、この1年間で、スポーツを支える活動に参加したことはありますか。
(あてはまるもの全て)

「ない」が92.1%、「ある」が3.5%と
なっている。



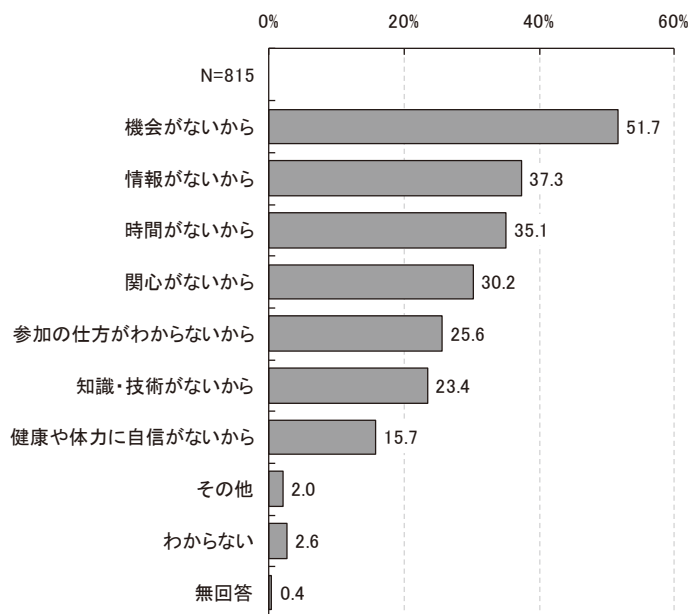
問 24-1 (問 24 で「ある」と回答した人のみお答えください) 参加したスポーツを支える活動のうち、「障害者スポーツ」を支える活動に参加したことはありますか。(あてはまるもの全て)

「機会があれば参加したいが参加していない」が38.7%と最も多く、ついで「川崎市内で参加した」が19.4%、「川崎市外で参加した」が16.1%となっている。



問 24-2 (問 24 で「ない」と回答した人のみお答えください) スポーツを支える活動に参加していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て)

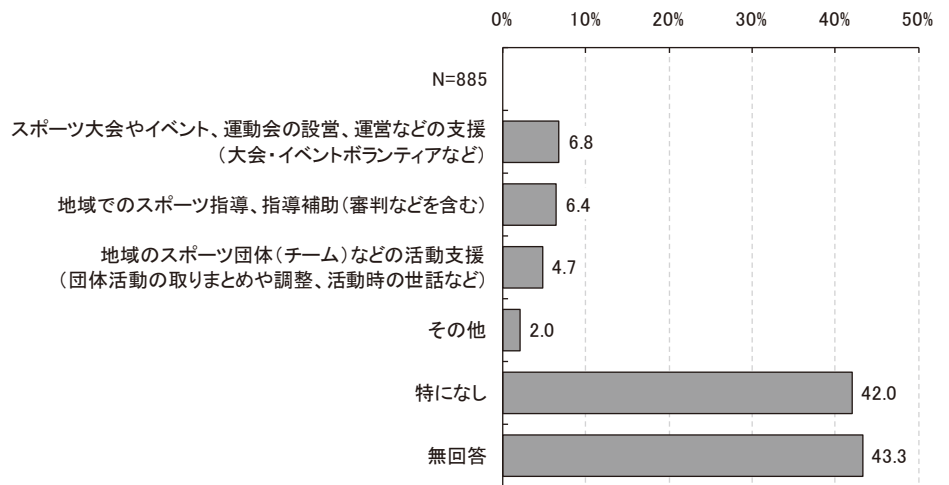
「機会がないから」が51.7%と最も多く、ついで「情報がないから」が37.3%、「時間がないから」が35.1%となっている。



問 25 あなたがこれまでに行った（現在行っている）スポーツを支える活動は何ですか。また、今後、大切になるとと思われる活動はありますか。（あてはまるもの全て）

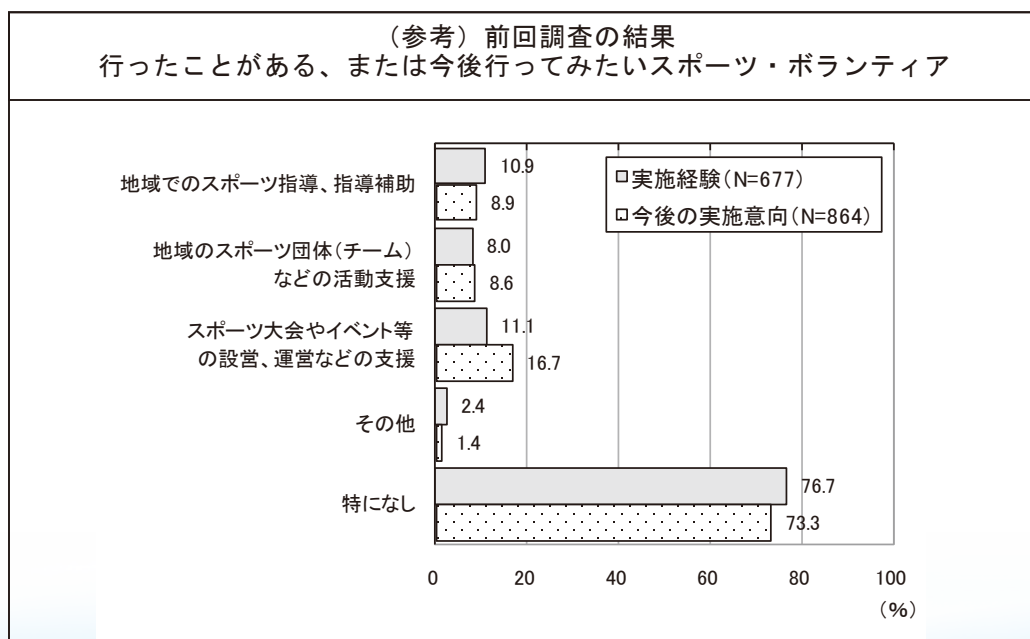
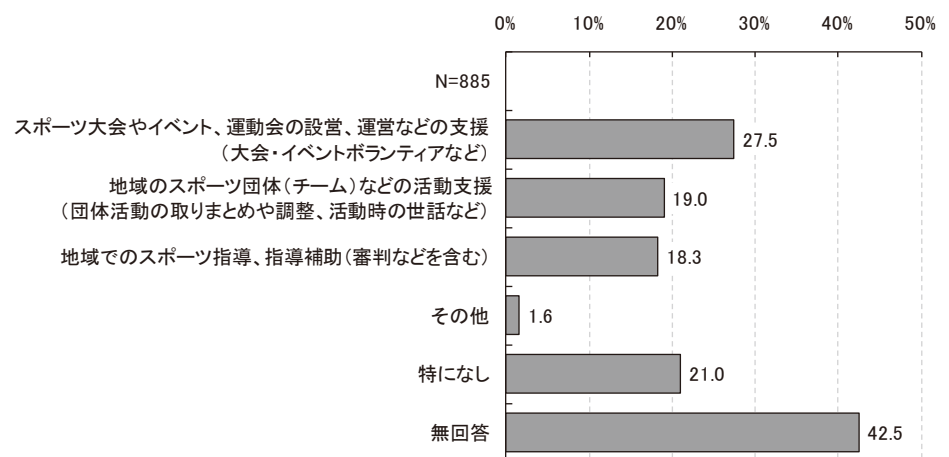
【行ったことがある・行っている活動】

「スポーツ大会やイベント、運動会の設営、運営などの支援（大会・イベントボランティアなど）」が6.8%と最も多く、ついで「地域でのスポーツ指導、指導補助（審判などを含む）」が6.4%、「地域のスポーツ団体（チーム）などの活動支援（団体活動の取りまとめや調整、活動時の世話など）」が4.7%となっている。



【今後、大切になる活動】

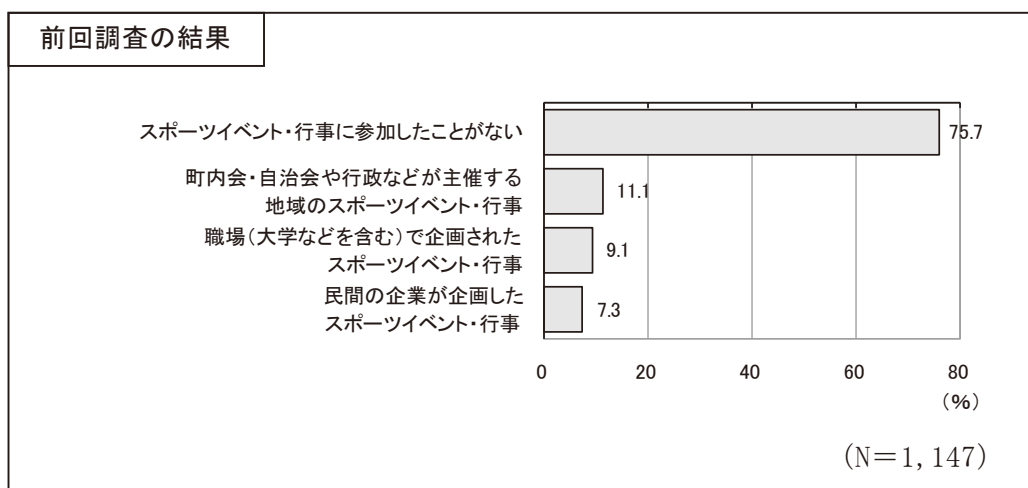
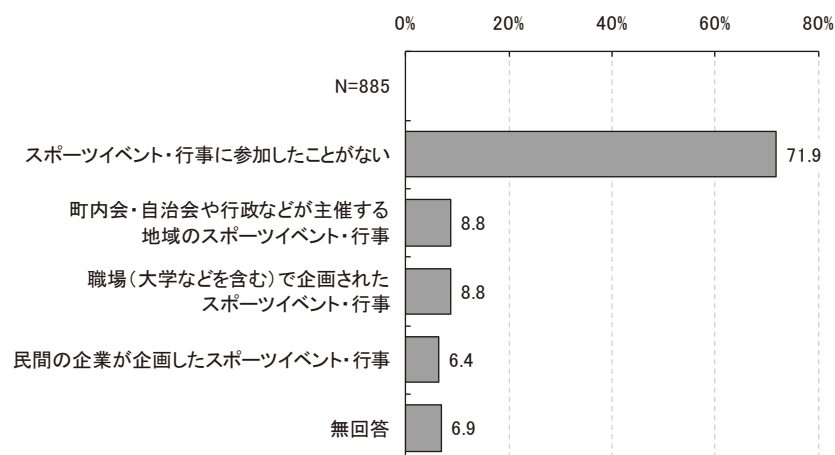
「スポーツ大会やイベント、運動会の設営、運営などの支援（大会・イベントボランティアなど）」が27.5%と最も多く、ついで「地域のスポーツ団体（チーム）などの活動支援（団体活動の取りまとめや調整、活動時の世話など）」が19.0%、「地域でのスポーツ指導、指導補助（審判などを含む）」が18.3%となっている。



5. スポーツの行事・団体・広報について

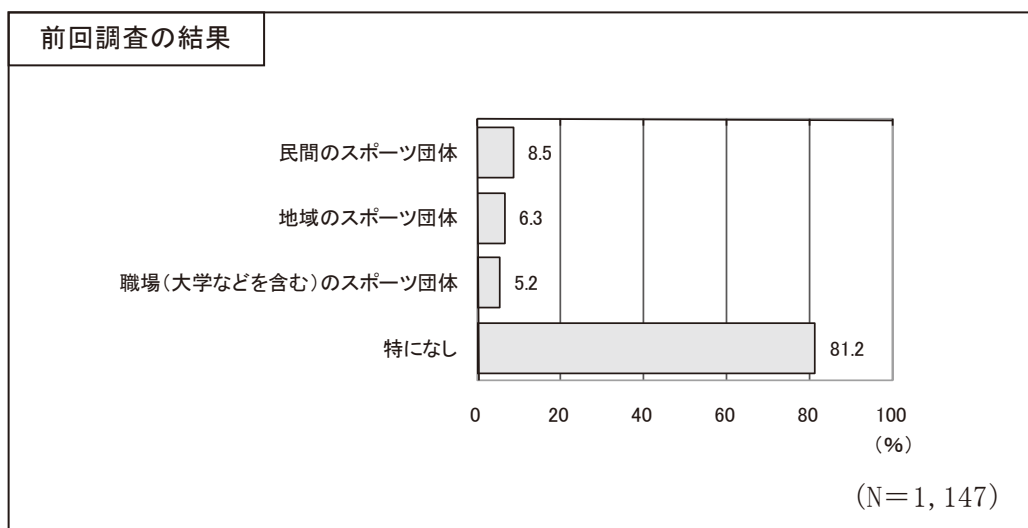
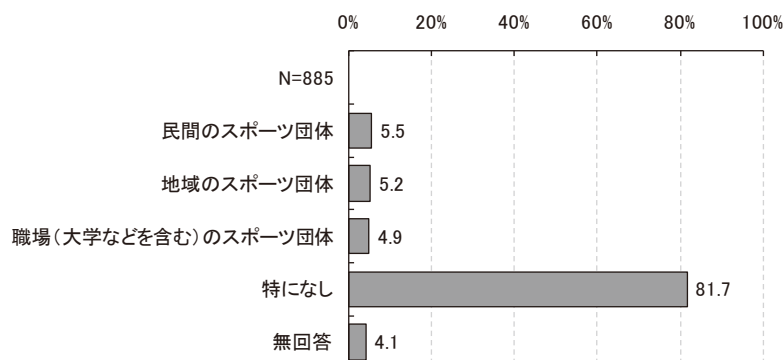
問 26 この1年間に、地域、職場または民間の主催するスポーツイベント・行事に参加したことがありますか。(あてはまるもの全て)

「スポーツイベント・行事に参加したことがない」が71.9%と最も多く、ついで「町内会・自治会や行政などが主催する地域のスポーツイベント・行事」と「職場(大学などを含む)で企画されたスポーツイベント・行事」が8.8%となっている。



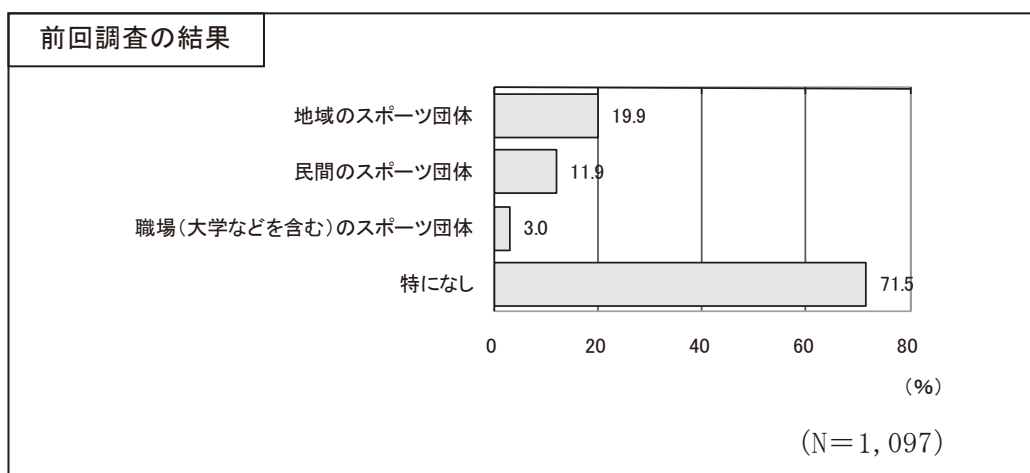
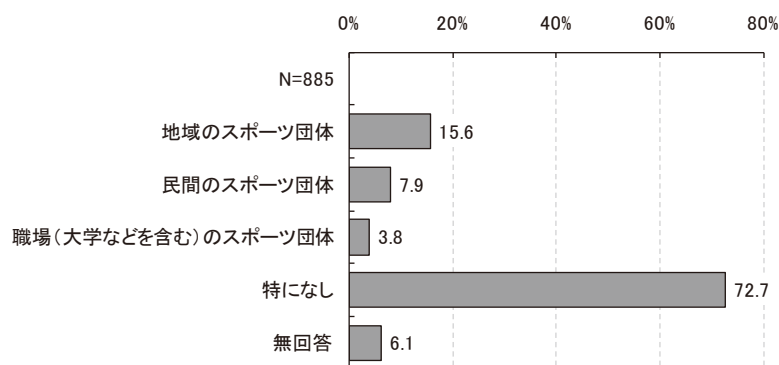
問 27 地域、職場または民間のスポーツの団体（クラブ、サークル、同好会など）で加入しているものはありますか。（あてはまるもの全て）

「特になし」が 81.7%と最も多く、ついで「民間のスポーツ団体」が 5.5%、「地域のスポーツ団体」が 5.2%となっている。



問 28 地域、職場または民間のスポーツの団体（クラブ、サークル、同好会など）で加入したいと思うものはありますか。（あてはまるもの全て）

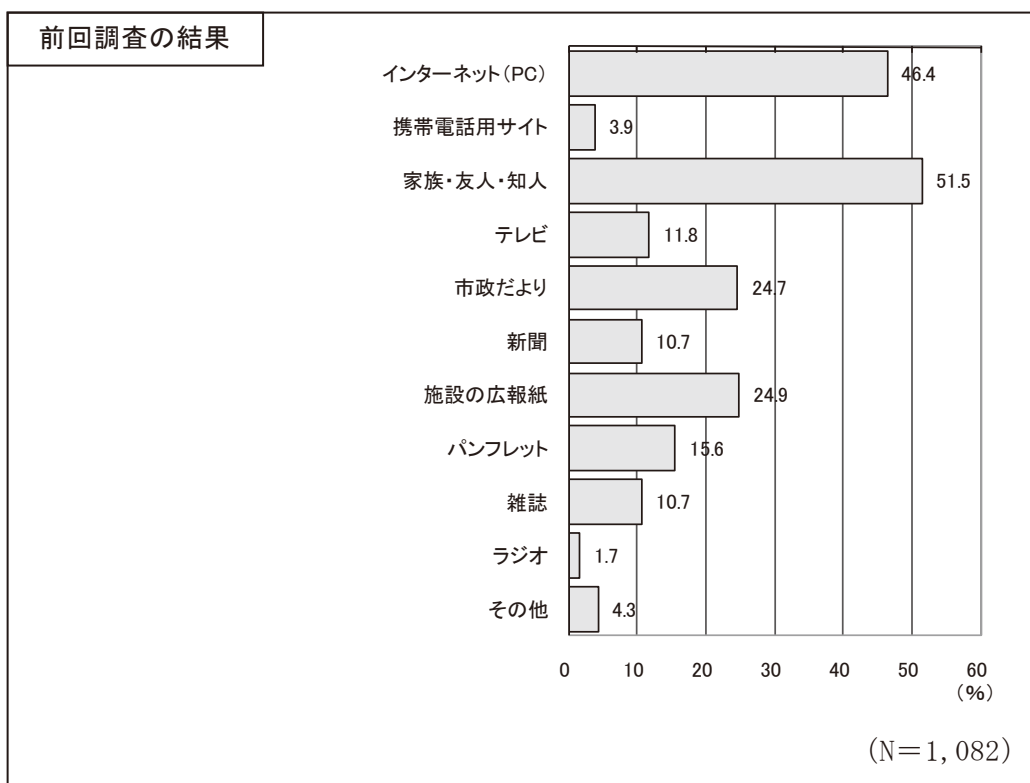
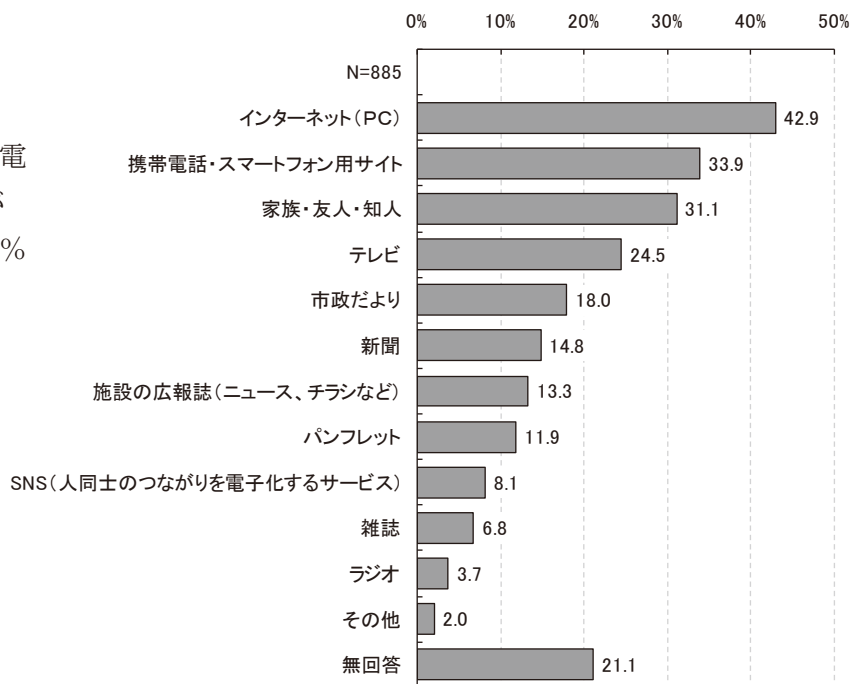
「特になし」が72.7%と最も多く、ついで「地域のスポーツ団体」が15.6%、「民間のスポーツ団体」が7.9%となっている。



問 29 あなたは、スポーツをしたいとき、または、観たい（観戦したい）とき、どんな情報を利用してありますか（あてはまるもの全て）

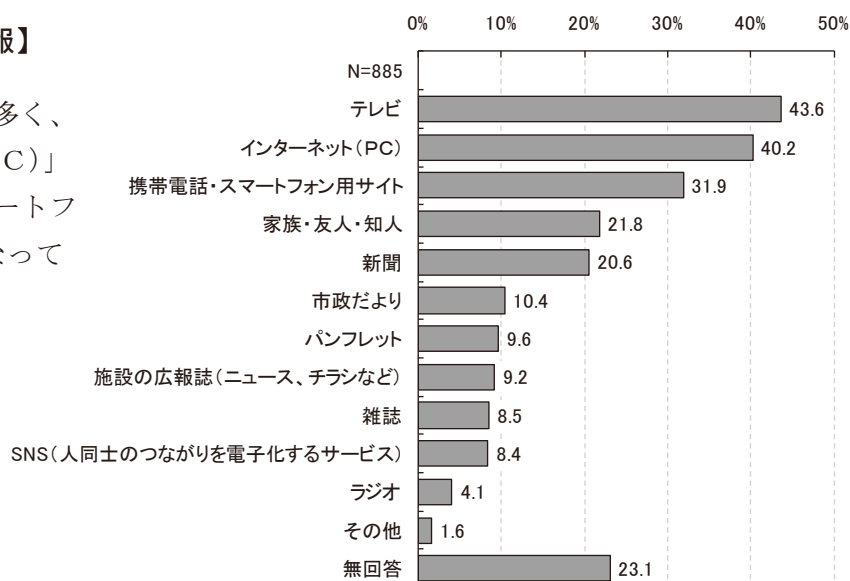
【したいときに利用する情報】

「インターネット（PC）」が42.9%と最も多く、ついで「携帯電話・スマートフォン用サイト」が33.9%、「家族・友人・知人」が31.1%となっている。

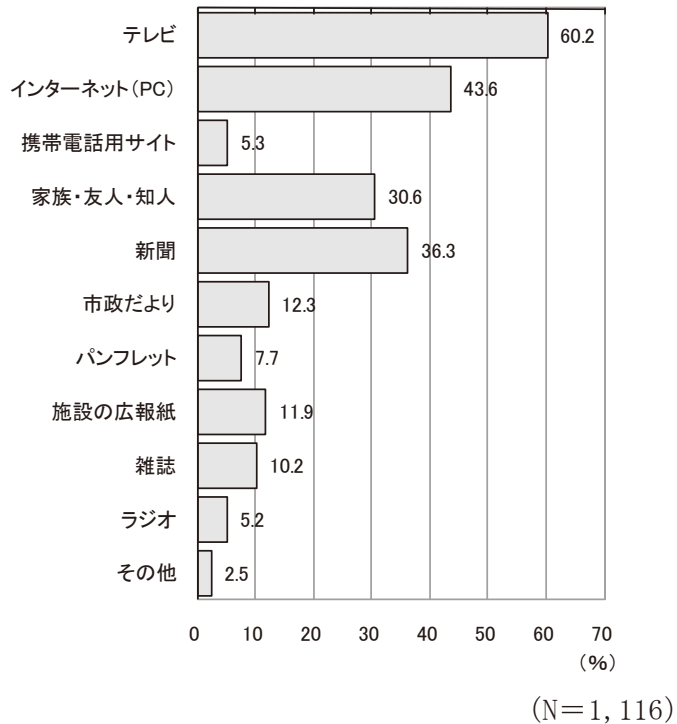


【観たいときに利用する情報】

「テレビ」が43.6%と最も多く、
ついで「インターネット（PC）」
が40.2%、「携帯電話・スマートフ
ォン用サイト」が31.9%となっ
ている。



前回調査の結果

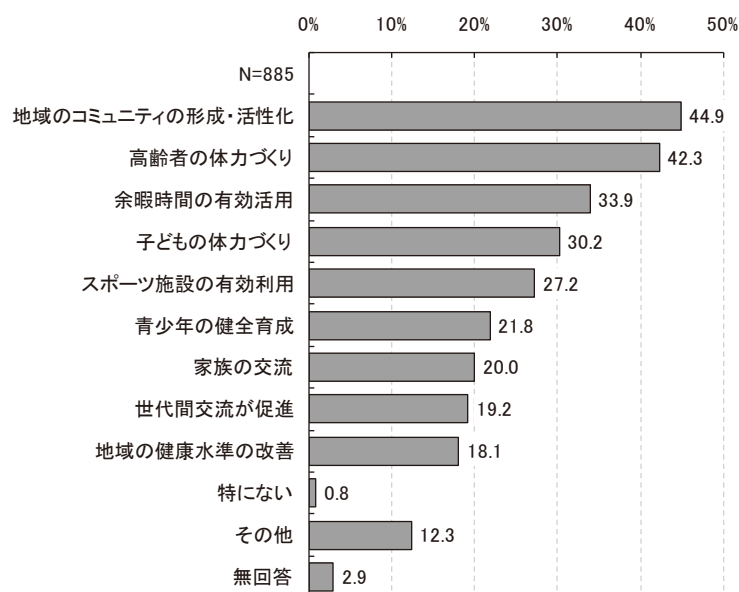


6. 地域におけるスポーツ活動について

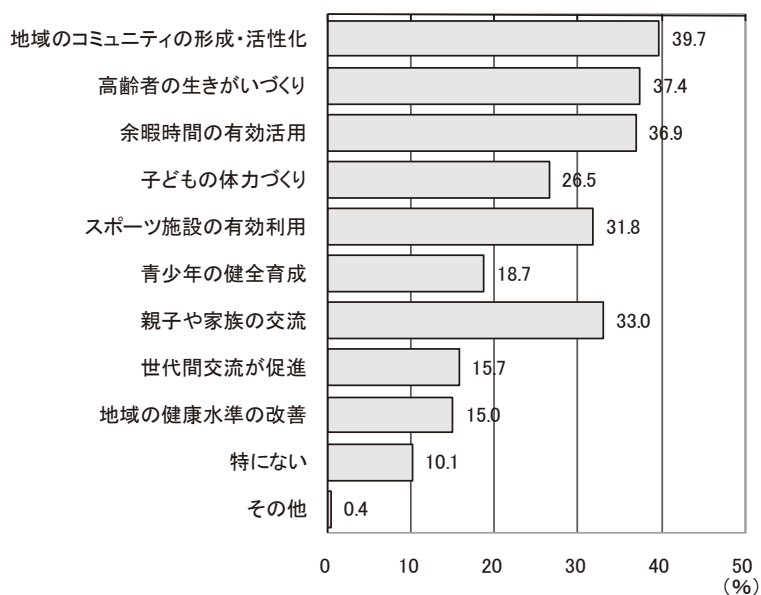
問 30 あなたは、地域におけるスポーツ活動にどのような効果を期待しますか。

(あてはまるもの全て)

「地域のコミュニティの形成・活性化」が44.9%と最も多く、ついで「高齢者の体力づくり」が42.3%、「余暇時間の有効活用」が33.9%となっている。



前回調査の結果

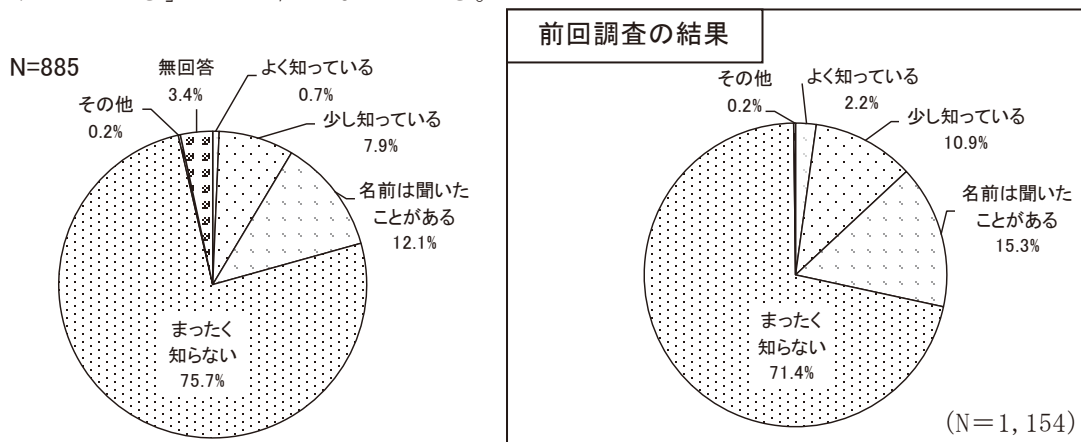


(N=1,137)

問 31 あなたは、「総合型地域スポーツクラブ」についてどの程度知っていますか。

(○は1つ)

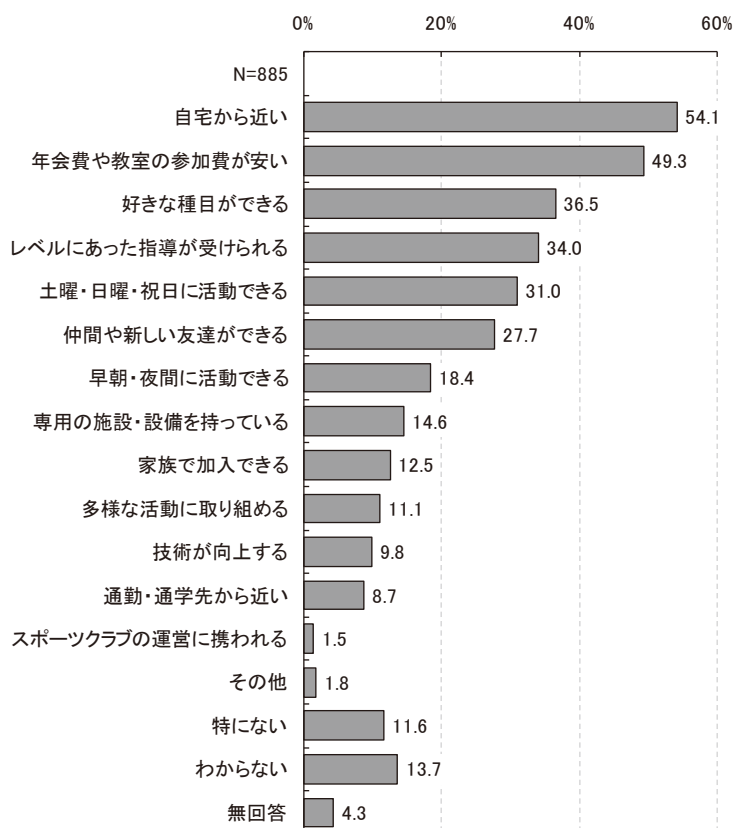
「まったく知らない」が75.7%と最も多く、ついで「名前は聞いたことがある」が12.1%、「少し知っている」が7.9%となっている。



問 32 あなたが、「総合型地域スポーツクラブ」について求めることは何ですか。

(あてはまるもの全て)

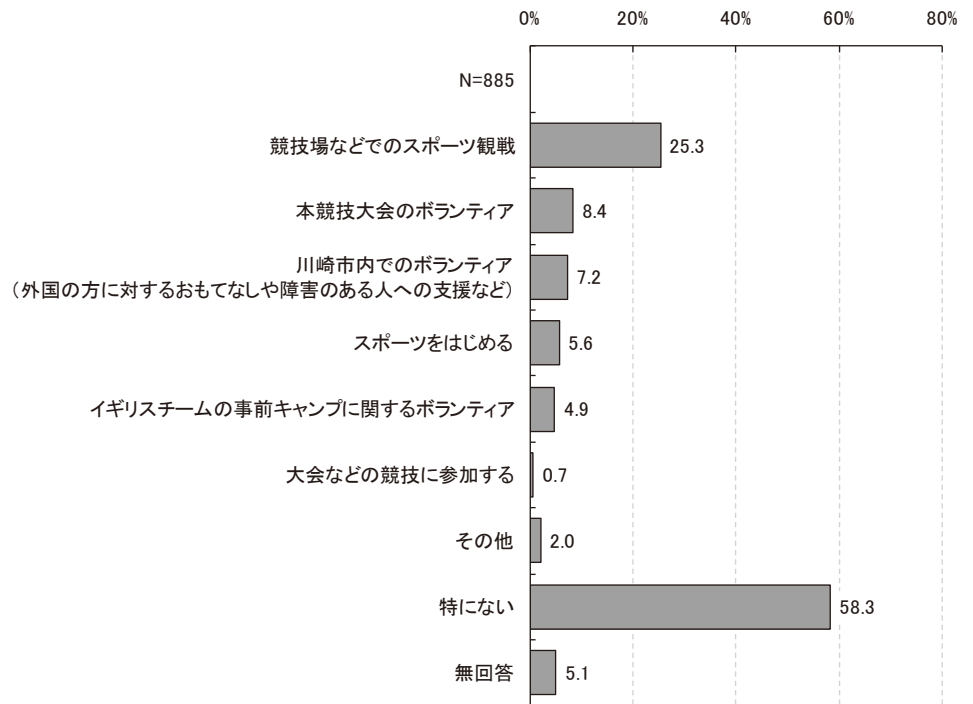
「自宅から近い」が54.1%と最も多く、ついで「年会費や教室の参加費が安い」が49.3%、「好きな種目ができる」が36.5%となっている。



7. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会について

問 33 あなたは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに、取り組みたい（取り組み始めた）ことはありますか。（あてはまるもの全て）

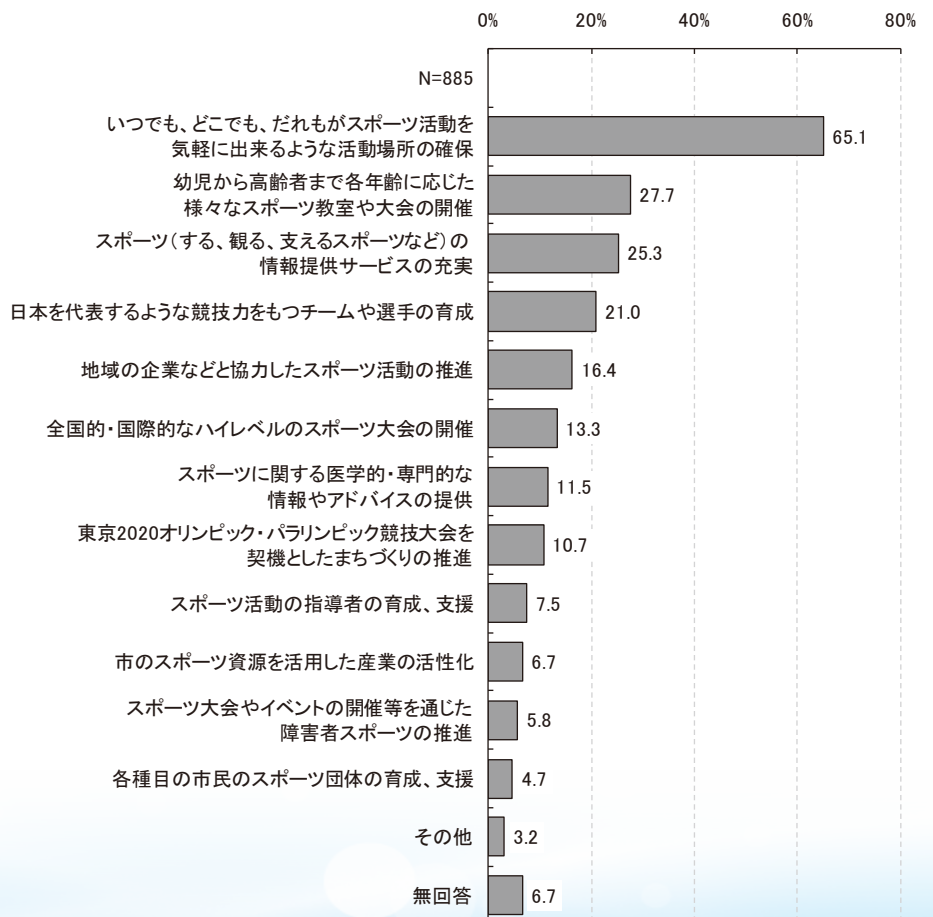
「競技場などでのスポーツ観戦」が 25.3%と最も多く、ついで「本競技大会のボランティア」が 8.4%、「川崎市内でのボランティア（外国の方に対するおもてなしや障害のある人への支援など）」が 7.2%となっている。



8. 川崎市のスポーツ施策について

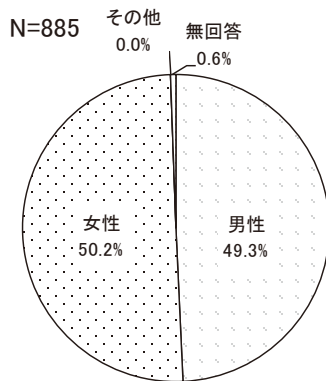
問 34 今後の市のスポーツ施策について、あなたが重要だと思う取組は何ですか。（〇は3つまで）

「いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保」が 65.1%と最も多く、ついで「幼児から高齢者まで各年齢に応じた様々なスポーツ教室や大会の開催」が 27.7%、「スポーツ（する、観る、支えるスポーツなど）の情報提供サービスの充実」が 25.3%となっている。

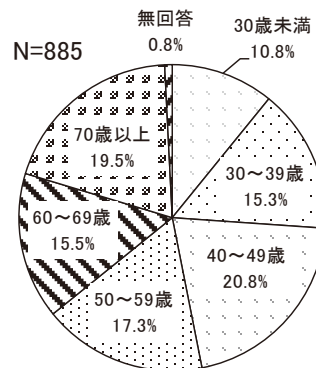


回答者の属性

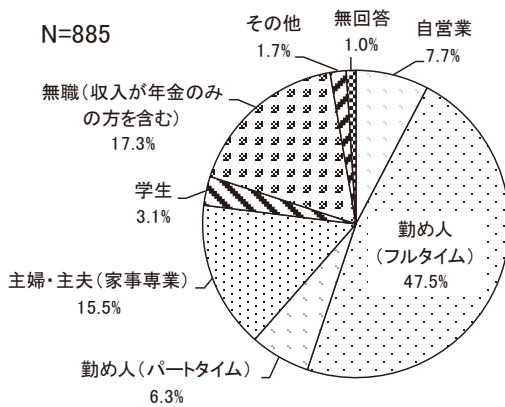
【性別】



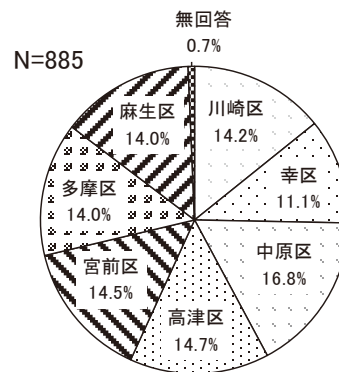
【年齢】



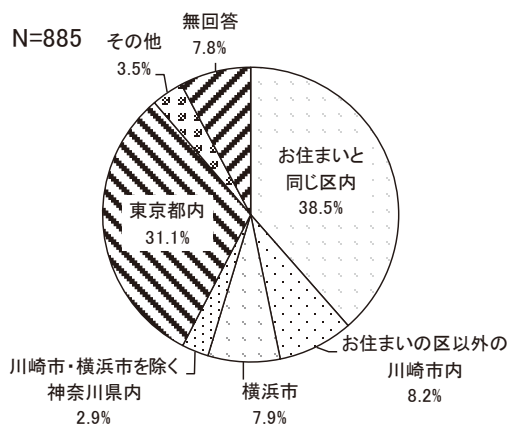
【職業】



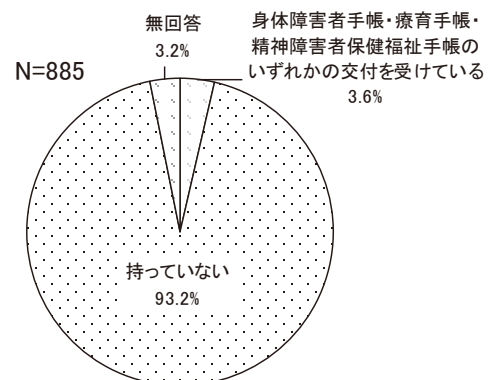
【お住まい】



【勤務地】(日中いる場所)



【各種手帳の所持】



2 市内スポーツ団体調査

(1) 調査の概要

●調査対象

川崎市スポーツ協会加盟団体、川崎市スポーツ少年団、川崎市レクリエーション連盟加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員会
計 118 団体

●調査時期

平成 29 年 8 月（前回調査：平成 22 年 11 月～12 月）

●調査方法

調査対象者（団体）に調査票を送付、所管組織が調査票へ直接記入し、メール、FAX 等により返送。

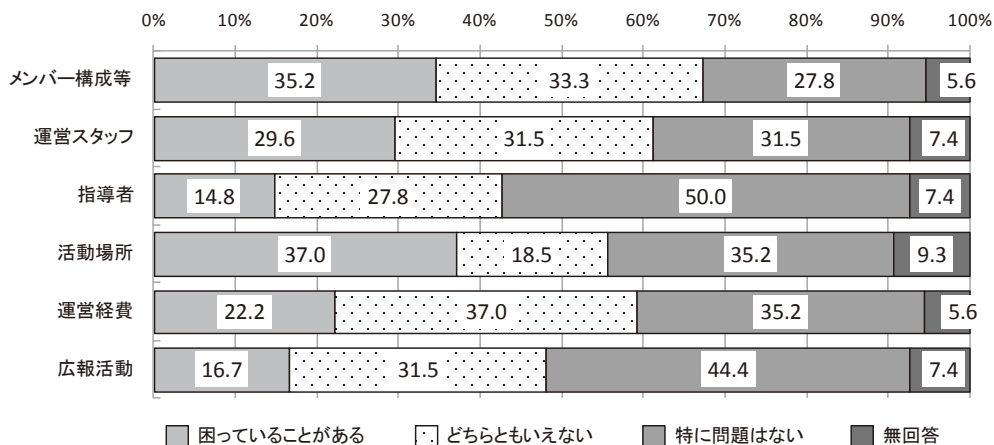
●設問項目

- ①団体の概要について
- ②活動・運営にあたって困っていること
- ③今後の展望

(2) 調査の結果

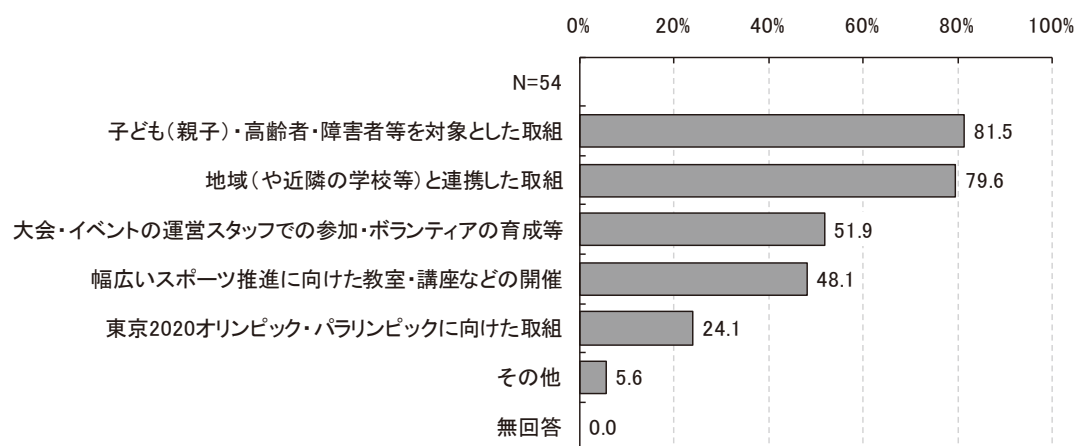
■活動・運営にあたって困っていること

- ・「活動場所」について、「困っていることがある」が多くなっています。
- ・一方で「指導者」については「特に問題はない」が多くなっています。



■今後のスポーツ推進に向けた取組

- ・ライフステージ等に応じた取組と地域との連携した取組が多くなっています。
- ・一方で東京 2020 大会に向けた取組という回答は少なくなっています。



3 市内公共スポーツ施設調査

(1) 調査の概要

●調査対象

屋内体育施設、陸上競技場、運動場、野球場、少年野球場、多目的広場、サッカー場、テニスコート、プール、その他運動施設、市民館等運動が可能な公共施設
計 104 施設

●調査時期

平成 29 年 8 月（前回調査：平成 22 年 12 月）

●調査方法

調査対象施設に調査票を送付、所管組織が調査票へ直接記入し、メール、FAX 等により返送。

●設問項目

- ①施設の概要について
- ②利用・運営状況について
- ③現在行っている取組や、今後の課題などについて

(2) 調査の結果

■利用・運営状況について

- ・おおむね利用者数の推移は増加傾向がみられます。
- ・平日日中と比較すると土日は利用が集中する傾向がみられます。
- ・平日の日中に高齢者の利用が多い傾向がみられます。
- ・一方で、幅広い年齢層の利用があるという回答もみられました。
- ・更衣室、トイレ等の改修要望がみられます。

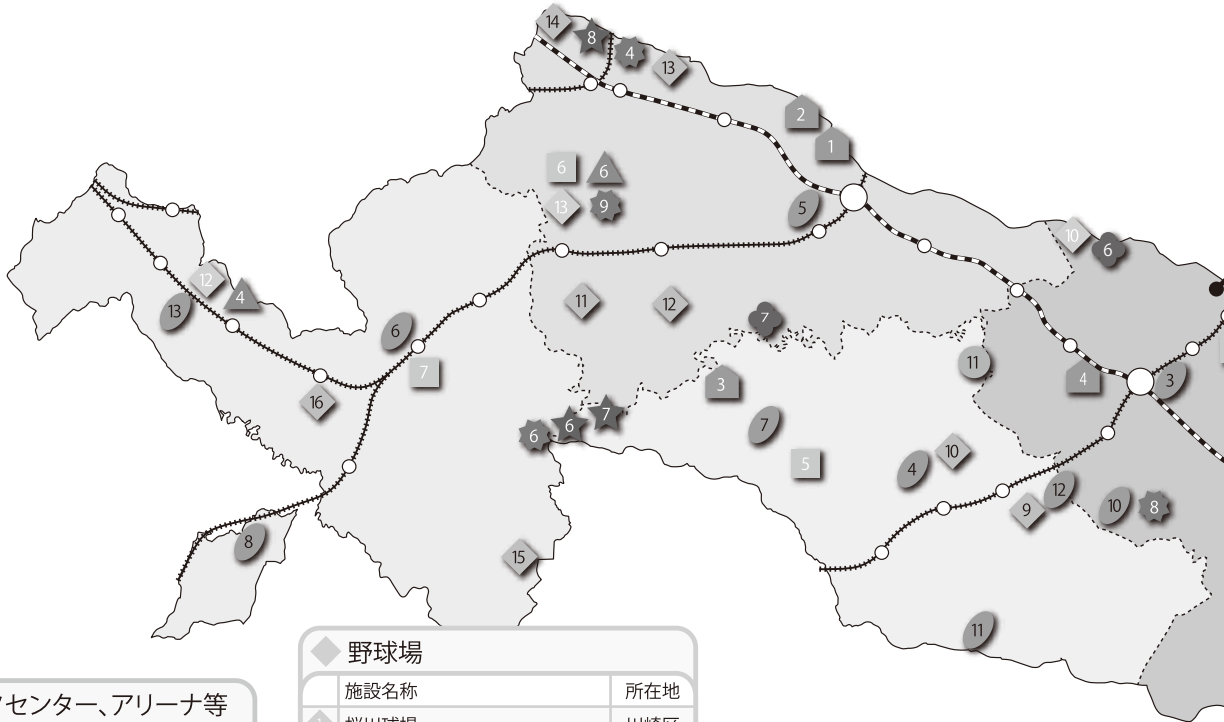
■高齢者、子ども（親子）、障害者、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

- ・子ども向け、親子向け、高齢者向けの教室を開催し、利用者が増加している施設もみられます。
- ・障害者スポーツの大会の誘致に取り組む施設もあります。

■施設運営における問題点や今後の課題等について

- ・施設の老朽化やバリアフリー対応等、ハード面の整備が課題となる施設があります。
- ・利用者層に偏りが生じている施設もあり、サービス面の向上を課題としている施設があります。

4 市内の公共等スポーツ施設分布図



■ スポーツセンター、アリーナ等

施設名称	所在地
1 どとろぎアリーナ	中原区
2 カルッツかわさき	川崎区
3 幸スポーツセンター	幸区
4 高津スポーツセンター	高津区
5 宮前スポーツセンター	宮前区
6 多摩スポーツセンター	多摩区
7 麻生スポーツセンター	麻生区
8 石川記念武道館	幸区

● 陸上競技場

施設名称	所在地
1 古市場陸上競技場	幸区
2 等々力陸上競技場	中原区

◆ サッカー場

施設名称	所在地
1 等々力第1サッカー場	中原区
2 等々力第2サッカー場	中原区
3 古市場サッカー場	幸区
4 上平間サッカー場	中原区
5 北見方サッカー場	高津区

▲ テニスコート

施設名称	所在地
1 大師テニスコート	川崎区
2 富士見テニスコート	川崎区
3 等々力テニスコート	中原区
4 とんびいけテニスコート	麻生区
5 川崎マリエンテニスコート(再掲)	川崎区
6 多摩スポーツセンターテニスコート(再掲)	多摩区

◆ 野球場

施設名称	所在地
1 桜川球場	川崎区
2 小田球場	川崎区
3 大師球場	川崎区
4 池上新田球場	川崎区
5 富士見球場	川崎区
6 御幸球場	幸区
7 等々力球場(整備工事中)	中原区
8 上丸子天神町第1・2・3・4球場	中原区
9 上平間球場	中原区
10 宇奈根第1・2球場	高津区
11 二子第1・2球場	高津区
12 とんびいけ球場	麻生区
13 多摩スポーツセンター球場(再掲)	多摩区
14 北見方第1・2球場	高津区
15 多摩川丸子橋硬式野球場	中原区

◆ 少年野球場

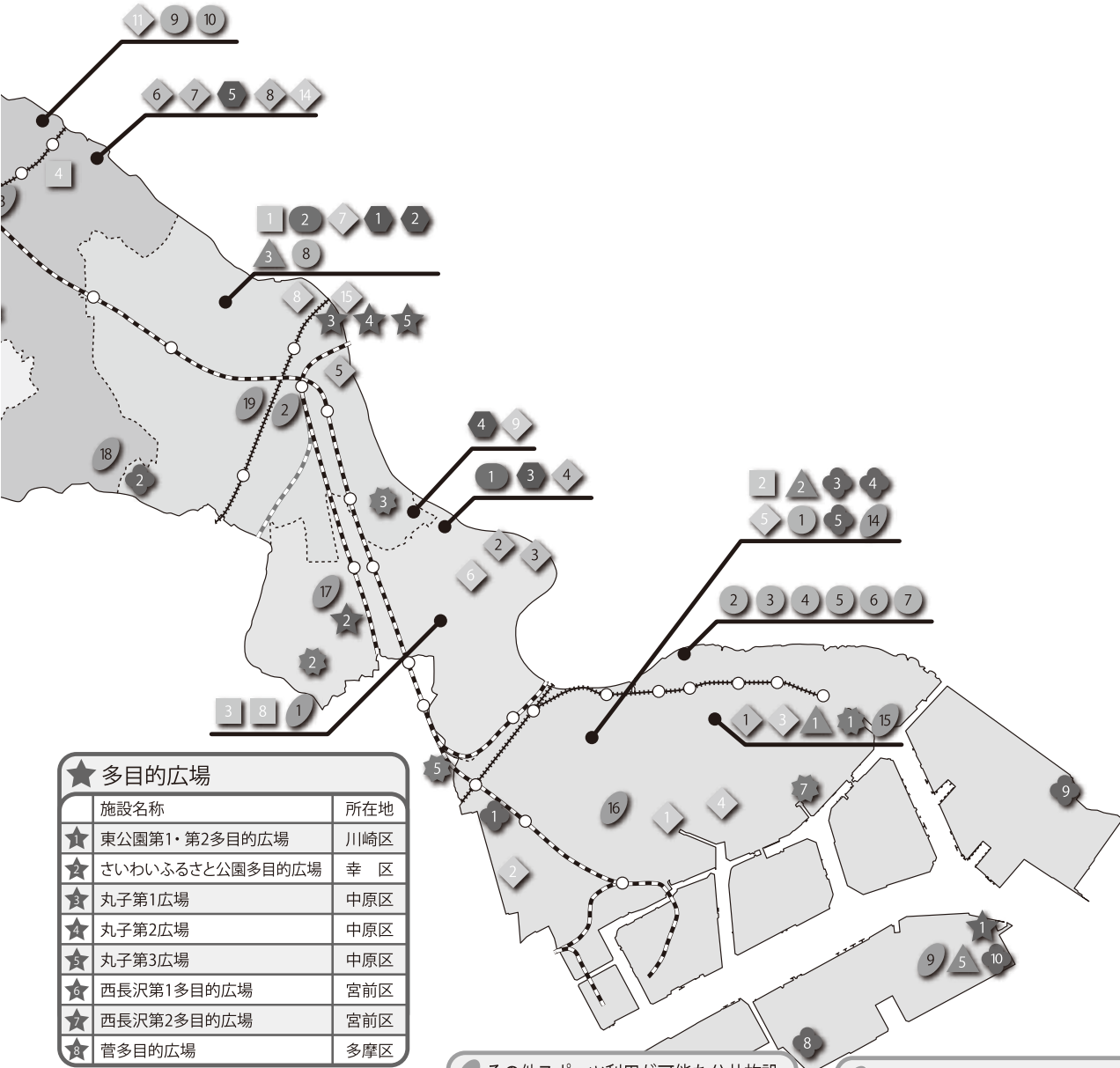
施設名称	所在地
1 大師少年野球場	川崎区
2 小向仲野町A・B球場	幸区
3 多摩川大橋少年野球場	幸区
4 古市場少年野球場	幸区
5 上丸子山王町少年野球場	中原区
6 瀬田少年野球場	高津区
7 諏訪第1・2・3少年野球場	高津区
8 北見方少年野球場	高津区
9 宮崎第1少年野球場	宮前区
10 宮崎第4少年野球場	宮前区
11 南生田少年野球場	多摩区
12 三田少年野球場	多摩区
13 稲田少年野球場	多摩区
14 菅少年野球場	多摩区
15 虹ヶ丘少年野球場	麻生区
16 片平少年野球場	麻生区

★ プール

施設名称	所在地
1 大師プール	川崎区
2 小倉西児童プール	幸区
3 平間児童プール	中原区
4 稲田児童プール	多摩区
5 ヨネッティー堤根	川崎区
6 ヨネッティー王禅寺	麻生区
7 入江崎余熱利用プール	川崎区
8 川崎市民プラザ温水プール(再掲)	高津区
9 多摩スポーツセンター温水プール(再掲)	多摩区

● 運動場

施設名称	所在地
1 市民広場	川崎区
2 鈴木町第1サッカー広場	川崎区
3 鈴木町第2広場	川崎区
4 鈴木町第3広場	川崎区
5 中瀬サッカー場	川崎区
6 中瀬第1球場	川崎区
7 中瀬第2球場	川崎区
8 等々力緑地運動広場	中原区
9 二子ソフトボールA	高津区
10 二子ソフトボールB	高津区
11 東高根広場	宮前区



★ 多目的広場

施設名称	所在地
★ 東公園第1・第2多目的広場	川崎区
★ さいわいふるさと公園多目的広場	幸 区
★ 丸子第1広場	中原区
★ 丸子第2広場	中原区
★ 丸子第3広場	中原区
★ 西長沢第1多目的広場	宮前区
★ 西長沢第2多目的広場	宮前区
★ 菅多目的広場	多摩区

⬤ その他運動施設

施設名称	所在地
① かわさき健康づくりセンター	川崎区
② リハビリテーション福祉センター	中原区
③ 富士見弓道場	川崎区
④ 富士見相撲場	川崎区
⑤ 富士通スタジアム川崎 (川崎富士見球技場)	川崎区
⑥ パークボール場多摩川パーク	高津区
⑦ 川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区
⑧ 東扇島西公園	川崎区
⑨ 浮島つり園	川崎区
⑩ 川崎マリエンビーチバレー場	川崎区

● その他スポーツ利用が可能な公共施設

施設名称	所在地
① 幸市民館	幸 区
② 中原市民館	中原区
③ 高津市民館	高津区
④ 宮前市民館	宮前区
⑤ 多摩市民館	多摩区
⑥ 麻生市民館	麻生区
⑦ 宮前市民館菅生分館	宮前区
⑧ 麻生市民館岡上分館	麻生区
⑨ 川崎マリエン	川崎区
⑩ 川崎市民プラザ	高津区
⑪ 有馬・野川生涯学習支援施設	宮前区
⑫ 青少年の家	宮前区
⑬ 黒川青少年野外活動センター	麻生区

● その他スポーツ利用が可能な公共施設

施設名称	所在地
⑭ 教育文化会館	川崎区
⑮ 教育文化会館大師分館	川崎区
⑯ 教育文化会館田島分館	川崎区
⑰ 幸市民館日吉分館	幸 区
⑱ 高津市民館橋分館	高津区
⑲ 生涯学習プラザ	中原区

■ 企業内の一般開放施設

施設名称	所在地
① 川崎信用金庫 テニスコート・野球場	多摩区
② 日立マクセル 大小グラウンド	多摩区
③ 聖マリアンナ医科大学 体育館	宮前区
④ 富士通ゼネラル 体育館	高津区

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資

質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよ

う努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資

金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

川崎市スポーツ推進計画

平成 30（2018）年 3 月

川崎市市民文化局市民スポーツ室

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町 1 1 - 2

川崎フロンティアビル 9 階

Tel : 044-200-3312

Fax : 044-200-3599